本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0040_改 2
提出年月日	2020年12月24日

基本設計方針に関する説明資料

【第46条 緊急時対策所】

【第76条 緊急時対策所】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年12月

東北電力株式会社

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

| 先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備(発電所内) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は 故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち 入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋 内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策の ための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことが できる設備及び音声等により行うことができる設備と	及び 76 条の他, 47 条及び 77 条にも記載している。なお、柏崎刈羽 7 号では 47 条及び
		して、警報装置及び通信連絡設備(発電所内)を設置 又は保管する設計とする。 【46条5】 【47条6】	設備名称の相違
		警報装置として、十分な数量の送受話器 (ページング) (警報装置を含む。) 及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器 (ページング) (警報装置を含む。),電力保安通信用電話設	
		備 (固定電話機, PHS 端末及び FAX), 移動無線設備 (固定型), 移動無線設備 (車載型), 携行型通話装置, 無線連絡設備 (固定型), 無線連絡設備 (携帯型), 衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (携帯型) を設置又は保管する設計とする。 【46条5】 【47条7】	(移動無線設備は放射能観測車との連絡に
		また, 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として, 安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。 【46条3】 【47条8】	表現の相違
		緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。 【76条24】 【77条6】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

★告告をプラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4.2 通信連絡設備(発電所外) また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。 【46条6】 【47条11】	設備名称の相違
		通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続する。電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS 端末、FAX及び衛星保安電話(固定型)),統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP—FAX)、専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)、社内テレビ会議システム及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は、通話及びデータ伝送に必要な容量に対し、十分な余裕を確保した設計とする。 【46条6】	
		重大事故等が発生した場合において、発電所内から 発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要な データを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成 するデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置する設計 とする。 【76 条 27】 【77 条 20】	設備名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (放射線管理施設の基本設計方針)

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1.1.2 エリアモニタリング設備 緊急時対策所に設ける緊急時対策所可搬型エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。 【76条23】	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び <mark>緊急時対策建屋屋上</mark> において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。 【76条23】 【75条7】	
		2. 換気設備,生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 重大事故等が発生した場合においても,当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう,緊急時対策所の居住性を確保するための設備として,緊急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁,補助しゃへい,緊急時対策所換気空調系,緊急時対策所加圧空気供給系,酸素濃度計(緊急時対策所用),二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用),緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを設け	表現の相違設備名称の相違

- 1 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

 \mathcal{O}

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		緊急時対策所換気空調系である緊急時対策所非常用送風機は、非常用給排気配管を介して緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。 また、緊急時対策所加圧空気供給系は、放射性雲通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。 【76条16】	設備名称の相違表現の相違
		差圧計(緊急時対策所用)(個数 1,計測範囲-100~500Pa)は、緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。 【76 条 19】	
		緊急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助しゃへいは,重大事故等が発生した場合において,緊急時対策所の気密性,緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧空気供給系の機能とあいまって,緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 【76条15】	設備構成の差異(女川2号は生体遮蔽装置
			< 柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<柏崎刈羽7号との比較> 記載場所の整理の相違 (女川2号では緊急時対策所に記載している。)
		緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。 【76条 26】	表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.2.2 緊急時対策所換気空調系 緊急時対策所換気空調系として,緊急時対策所非常 用送風機,緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける 設計とする。また,緊急時対策所等の加圧のために, 緊急時対策所加圧空気供給系として,緊急時対策所加 圧設備(空気ボンベ)及び差圧計(緊急時対策所用)	設備名称の相違表現の相違
		注設備(空気ボンベ)及び差圧計(緊急時対東所用)を設ける設計とする。 【76条17】	
			<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。
		緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)は、放射性雲 通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時 対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止す るとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支 障がない範囲に維持するために必要な容量を設置及び 保管する設計とする。 【76条 20】	
			<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (放射線管理施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。
		緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧空気 供給系の設計にあたっては、緊急時対策所の建物の気 密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、 緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又はば い煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔 離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設 計とする。 【76条 18】	表現の相違
		緊急時対策所の緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧空気供給系は、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、緊急時対策所の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に係る判断基準を満足する設計とする。 【76条21】	設備名称の相違

- 5 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.3 生体遮蔽装置等 中央制御室しゃへい壁,中央制御室待避所遮蔽,緊 急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助しゃへいは, 「2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保 するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を 満足する設計とする。 【76条15】 【38条17】【74条8】	設備構成の差異(女川2号は生体遮蔽装置に
			<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (非常用電源設備の基本設計方針)

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	2. 交流電源設備	
	2.4 緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)①は、メタルクラッドスイッチギア(緊急時対策所用)①は、メタルクラッドスイッチギア(緊急時対策所用)(7200V、1200Aのものを2個)、動力変圧器(緊急時対策所用)(500kVA、6900/460Vのものを2個)、モータコントロールセンタ(緊急時対策所用)(600V、800Aのものを3個)、105V交流電源切替盤(緊急時対策所用)(460/210-105V、225Aのものを1個)、105V交流分電盤(緊急時対策所用)(30kVA、210-105Vのものを1個)、120V交流分電盤(緊急時対策所用)(10kVA、460/120Vのものを2個)、210V交流分電盤(緊急時対策所用)(10kVA、460/120Vのものを2個)、125V直流主母線盤(緊急時対策所用)(125V、1800Aのものを3個)を経由して緊急時対策所非常用送風機、衛星電話設備(固定型)、無線連絡設備(固定型)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)及び安全ペラメータ表示システム(SPDS)等②へ給電できる設計とする。【76条10】	(緊急時対策所用代替交流電源設備の権の相違。) ②設計の差異 (緊急時対策所電源の電路を構成する記及び給電先の設備の相違。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (非常用電源設備の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4.4 緊急時対策所用代替交流電源設備の燃料補給設備 重大事故等時に電源車(緊急時対策所用)の燃料を 貯蔵及び補給する設備として,緊急時対策所軽油タン ク及びホースを使用できる設計とする。 電源車(緊急時対策所用)は,緊急時対策所軽油タン クから燃料を補給できる設計とする。 【76条9】	設計の差異 (給電設備への燃料補給方法の相違。)
			<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1. 緊急時対策所	
		1.1 緊急時対策所の設置等	
		1.1.1 緊急時対策所の設置	記載方針の相違
		発電用原子炉施設には,原子炉冷却系統に係る発電	
		用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適	
		切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外	表現の相違
		の場所に設置する。	
		【46条1】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1.1.2 設計方針 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。 【76条1】	記載方針の相違
		なお, 緊急時対策所は, 緊急対策室及び SPDS 室から 構成され, 緊急時対策建屋に設置する設計とする。 【76条2】	設備名称の相違
		(1) 耐震性及び耐津波性 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。 【76条3】	記載方針の相違
			プラント固有条件の差異 (東海第二は、津波特有の事故シーケンス 事故シーケンスグループとして選定して るため、考慮が必要。(東海第二固有))
		(2) 中央制御室に対する独立性 緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により 中央制御室と同時に機能喪失しないよう、中央制御室 に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制 御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。 【76条4】	記載方針の相違表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(3) 代替交流電源の確保 緊急時対策所は,全交流動力電源が喪失した場合に, 代替電源設備からの給電が可能な設計とする。 【76条5】	記載方針の相違 設計の差異 (緊急時対策所へ給電するための電源系統構成の相違。女川2号はガスタービン発電板と電源車を用いる設計としており,容量及び放射性雲通過中の記載について文章を分析で記載している。)
		常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機2台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有する設計とする。 【76条6】	
		なお、放射性雲通過中には給油を必要とせずに必要 負荷に対して 7 日間 (168 時間) 以上連続給電が可能 な設計とする。 【76 条 7】	
		可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)1 台で緊急時対策所に電源供給するために必要な容量を有する設計とする。 【76条8】	
		電源車 (緊急時対策所用) 使用時には電源車 (緊急時対策所用)1台が必要負荷に対して7日間(168時間)以上連続運転が可能な容量を有する緊急時対策所軽油タンクへ接続するため,放射性雲通過時において,燃料を補給せずに運転できる設計とする。 【76条9】	
		緊急時対策所の代替電源設備は、常設設備としてガスタービン駆動であるガスタービン発電機及び可搬型設備としてディーゼル駆動である電源車(緊急時対策所用)を設置することにより、電源の多様性を有する設計とする。 【76条11】	(緊急時対策所の電源系統構成の相違。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(4) 緊急時対策所機能の確保 緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備 を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。	記載方針の相違表現の相違
		a. 居住性の確保 緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子 炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措 置をとるために必要な要員を収容できるとともに、そ れら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とす る。 【46条2】	
		緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。【76条12】	
		重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」の手法を参考とした被ばく評価において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。	表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。)
			<柏崎刈羽7号との比較> 記載場所の整理の差異 (女川では、「2.1 中央制御室及び緊急時対 策所の居住性を確保するための防護措置」に 記載する。)
			<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。)
		緊急時対策所には,酸素濃度及び二酸化炭素濃度が 活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸	設備名称の相違
		素濃度計(緊急時対策所用)(個数 1 (予備 1)) 及び二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用)(個数 1 (予備 1)) を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧空気供給系による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。 【46条7】【76条22】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策	
		所の外側が放射性物質により汚染したような状況下に	
		おいて、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質によ	
		る汚染を持込むことを防止するため、身体サーベイ及	
		び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計	
		とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認	
		された場合は、対策要員の除染を行うことができる区	
		画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置するこ	
		とができるよう考慮する。	
		【76条 26】	
		b. 情報の把握	
		緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原	
		子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な	
		情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事	
		故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大	
		事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内	
		の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備	表現の相違
		として、安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置	設備名称の相違
		する。	
		【46条3】【76条24】	
		安全パラメータ表示システム (SPDS) として,事故	設備名称の相違
		状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメー	
		タ等を収集し,緊急時対策所内で表示できるよう,デ	
		ータ収集装置, SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置を設	
		置する設計とする。	
		【46条4】	
		c. 通信連絡	
		原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その	
		他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処	
		するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必	
		要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であっ	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (緊急時対策所の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		て多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計と する。 【46条5】	
		緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 【76条 25】	
		原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備として、SPDS 伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。 【46条6】	着名称の相違
		緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを 伝送できる SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備 については、重大事故等が発生した場合においても必 要なデータを伝送できる設計とする。 【76 条 27】	情名称の相違

- 7 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			< 柏崎刈羽7号との比較> 工事計画の申請範囲の差異 (女川2号は有毒ガスに対する要求)(46 ∮ 2項)について本工事計画の対象外としている。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<柏崎刈羽7号との比較>
			設計の差異
			(柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	m
(緊急時対策所)			ロ 発電用原子炉施設の一	第三十四条 緊急時対策所		
			般構造	適合のための設計方針		
			(3) その他の主要な構造	原子炉冷却系統に係る発		
			(i) 本発電用原子炉施設	電用原子炉施設の損壊その		
			は,(1)耐震構造,(2)耐津波	他の異常が発生した場合に		
			構造に加え,以下の基本的	適切な措置をとるため、緊		
			方針のもとに安全設計を行	急時対策所を中央制御室以		
			う。	外の場所に設置する設計と		
			a. 設計基準対象施設	する。緊急時対策所は緊急		
1			(ac) 緊急時対策所	対策室及びSPDS室から		
第四十六条 工場等には、	発電用原子炉施設には,	発電用原子炉施設には,	発電用原子炉施設には,	構成される設計とする。 🗘	追加要求事項に伴う差異	緊急時対策所
一次冷却系統に係る発電用	原子炉冷却系統に係る発電	原子炉冷却系統に係る発電	原子炉冷却系統に係る発電	(①重複)	同趣旨の記載であるが,表	1.1.1 緊急時対策所の設置
原子炉施設の損壊その他の	用原子炉施設の損壊その他	用原子炉施設の損壊その他	用原子炉施設の損壊その他	緊急時対策所は緊急時対	現の違いによる差異あり	
異常が発生した場合に適切	の異常が発生した場合に適	の異常が発生した場合に適	の異常が発生した場合に適	策建屋に設置する設計とす		
な措置をとるため、緊急時	切な措置をとるため、緊急	切な措置をとるため、緊急	切な措置をとるため, 緊急	る。 🕏		
対策所を原子炉制御室以外	時対策所を中央制御室以外	時対策所を中央制御室以外	時対策所を中央制御室以外	緊急時対策所は, 異常等		
の場所に施設しなければな	の場所に設置する。	の場所に設置する。	<u>の場所に設置する。</u> ①	に対処するために必要な要		
らない。	【46条1】	① 【46条1】		員を収容できる設計とす		
1234567			ヌ その他発電用原子炉の	る。 ① (②重複)		
			附属施設の構造及び設備	また、異常等に対処する		
			(3) その他の主要な事項	ために必要な情報を中央制		
【解釈】			(vi) 緊急時対策所	御室内の運転員を介さずに		
1 第46条に規定する	緊急時対策所は,原子炉	緊急時対策所は,原子炉	原子炉冷却系統に係る発	正確かつ速やかに把握でき	基準要求への適合性を明確	緊急時対策所
「緊急時対策所」の機能と	冷却系統に係る発電用原子	冷却系統に係る発電用原子	電用原子炉施設の損壊その	る設備として,データ収集	化	1.1.2 設計方針
しては、一次冷却材喪失事	炉施設の損壊その他の異常	炉施設の損壊その他の異常	他の異常が発生した場合に	装置, SPDS伝送装置及		
故等が発生した場合におい	が発生した場合に適切な措	が発生した場合に適切な措	適切な措置をとるため、緊	びSPDS 表示装置で構		
て、関係要員が必要な期間	置をとるために必要な要員	置をとるために必要な要員	急時対策所を中央制御室以	成する安全パラメータ表示		
にわたり滞在でき、②原子	を収容できるとともに、そ	を収容できるとともに、そ	外の場所に設置する。 1 (1)	システム (SPDS) を設置		
炉制御室内の運転員を介さ	れら要員が必要な期間にわ	れら要員が必要な期間にわ	重複)	する。①(③a③b重複)		
ずに事故状態等を正確にか	たり滞在できる設計とす	たり滞在できる設計とす	緊急時対策所は, 緊急対	発電所内の関係要員への		
つ速やかに把握できるこ	る。	る。	策室及びSPDS室から構	指示及び発電所外関係箇所		
と。③また、発電所内の関係	【46条2】	② 【46条2】	成され、緊急時対策建屋に	との通信連絡を行うために		②引用元: P4
要員に指示できる通信連絡			設置する設計とする。3	必要な設備として,送受話		
設備、④並びに発電所外関			緊急時対策所は, 異常等	器(ページング)(警報装置		
連箇所と専用であって多様			に対処するために必要な指	を含む。), 電力保安通信用		
性を備えた通信回線にて連			示を行うための要員等を収	電話設備,社内テレビ会議		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
終できる通信連絡設備 ⁵ 及	坐平区日万町(前)	○ 本个区目分割(区)	容できる設計とする。 1 (2)	システム、局線加入電話設	及り至本版計分割との利比	
びデータを伝送できる設備	緊急時対策所には、原子	緊急時対策所には,原子	重複)また、異常等に対処す	備,専用電話設備,無線連絡	追加要求事項に伴う差異	計測制御系統施設
⑥を施設しなければならな	炉冷却系統に係る発電用原	炉冷却系統に係る発電用原	るために必要な情報を中央	設備、衛星電話設備及び統	同趣旨の記載であるが、表	4.1 通信連絡設備(発電所
い。さらに、酸素濃度計を施	子炉施設の損壊その他の異	子炉施設の損壊その他の異	制御室内の運転員を介さず	合原子力防災ネットワーク	現の違いによる差異あり	内)
設しなければならない。酸	常に対処するために必要な	常に対処するために必要な	に正確かつ速やかに把握す	を用いた通信連絡設備を設		緊急時対策所
素濃度計は、設計基準事故	情報を,中央制御室内の運	情報を、中央制御室内の運	るために、データ収集装置、	置又は保管する。		1.1.2 設計方針
時において、外気から緊急	転員を介さずに正確かつ速	転員を介さずに正確かつ速	SPDS伝送装置及びSP			
時対策所への空気の取り込	やかに把握するための設備	やかに把握できる設備とし	DS 表示装置で構成する	緊急時対策所には、酸素		
みを、一時的に停止した場	を設置する。	て, 安全パラメータ表示シ	安全パラメータ表示システ	濃度及び二酸化炭素濃度が		
合に、事故対策のための活	【46条3】	ステム (SPDS) を設置する。	ム(SPDS)(以下「安全	活動に支障がない範囲にあ		
動に支障がない酸素濃度の		③a 【46条3】	パラメータ表示システム	ることを把握できるよう,		
範囲にあることが正確に把			(SPDS)」という。) を設	酸素濃度計及び二酸化炭素		
握できるものであること。		安全パラメータ表示シス	置する。3a3b 発電所内の	濃度計を保管する。	追加要求事項に伴う差異	緊急時対策所
また、所定の精度を保証す		テム (SPDS) として, 事故状	関係要員への指示及び発電	◆ (⑦a®a重複)	同趣旨の記載であるが,表	1.1.2 設計方針
るものであれば、常設設備、		態等の必要な情報を把握す	所外関係箇所との通信連絡		現の違いによる差異あり	
可搬型を問わない。 7		るために必要なパラメータ	 を行うために, 4a5a 送受			
		等を収集し,緊急時対策所	話器(ページング)(警報装	10. その他発電用原子炉		
		内で表示できるよう, デー	置を含む。), 電力保安通信	の附属施設		
		タ収集装置,SPDS 伝送装置	用電話設備,社内テレビ会	10.9 緊急時対策所		
		及び SPDS 表示装置を設置す	議システム, 局線加入電話	10.9.1 通常運転時等		
		る設計とする。	設備, 専用電話設備, 無線連	10.9.1.1 概要		
		③b 【46 条 4】	絡設備,衛星電話設備及び	原子炉冷却系統に係る発		
			統合原子力防災ネットワー	電用原子炉施設の損壊その		
		原子炉冷却系統に係る発	クを用いた通信連絡設備を	他の異常が発生した場合に	追加要求事項に伴う差異	計測制御系統施設
		電用原子炉施設の損壊その	設置又は保管する。	適切な措置をとるため、緊	基準要求への適合性を明確	4.1 通信連絡設備(発電
		他の異常が発生した場合に	2	急時対策所を中央制御室以	化	内)
		おいて、当該事故等に対処		外の場所に設置する。 🗘 (①		緊急時対策所
		するため,発電所内の関係		b重複)		1.1.2 設計方針
		要員に指示を行うために必		緊急時対策所として,緊		
		要な通信連絡設備及び発電		急対策室及びSPDS室か		
		所外関係箇所と専用であっ		ら構成する緊急時対策所を		
		て多様性を備えた通信回線	(vii)通信連絡設備	緊急時対策建屋内に設置す		
		にて通信連絡できる設計と	通信連絡設備は,警報装	る。 🕏		
		する。	置,通信連絡設備(発電所	緊急時対策所は,異常等		
		4a 5a 【46条5】	内), 安全パラメータ表示シ	に対処するために必要な指		
			ステム (SPDS), 通信連	示を行うための要員等を収		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

 様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	25/19/01/20 (19)	至/100円/75円(区)	絡設備 (発電所外) 及びデー	容できる設計とする。 ① (2)	人 0 图 1 版	
			タ伝送設備から構成され	重複)また、異常等に対処す		
			る。2	るために必要な情報を中央		
			発電用原子炉施設には,	制御室内の運転員を介さず		
			設計基準事故が発生した場	に正確かつ速やかに把握で		
			合において,中央制御室等	きる設備として, データ収		
			から人が立ち入る可能性の	集装置, SPDS伝送装置		
			ある原子炉建屋, タービン	及びSPDS 表示装置で		
			建屋等の建屋内外各所の者	構成する安全パラメータ表		
			への必要な操作,作業又は	示システム (SPDS) (以		
			退避の指示等の連絡をブザ	下「安全パラメータ表示シ		
			一鳴動等により行うことが	ステム (SPDS)」とい		
			できる装置及び音声等によ	う。)を設置する。		
			り行うことができる設備と	◆(③a③b重複)		
			して、送受話器(ページン	発電所内の関係要員への		
			グ) (警報装置を含む。), 電	指示及び発電所外関係箇所		
			力保安通信用電話設備,移	との通信連絡を行うために		
			動無線設備,携行型通話装	必要な設備として、送受話		
			置、無線連絡設備及び衛星	器(ページング)(警報装置		
			電話設備の多様性を確保し	を含む。),電力保安通信用		
			た通信連絡設備(発電所内)	電話設備,社内テレビ会議		
			を設置又は保管する設計と	システム,局線加入電話設		
			する。また、緊急時対策所へ	備, 専用電話設備, 無線連絡		
			事故状態等の把握に必要な	設備、衛星電話設備及び統		
			データを伝送できる設備と	合原子力防災ネットワーク		
			して、安全パラメータ表示	を用いた通信連絡設備を設		
			システム(SPDS)を設置	置又は保管する。		
			する設計とする。			
			2	緊急時対策所には、室内		
			警報装置,通信連絡設備	の酸素濃度及び二酸化炭素		
			(発電所内) 及び安全パラ	濃度が活動に支障がない範		
			メータ表示システム(SPDS)	囲にあることを把握できる		
			については,非常用所内電	よう酸素濃度計及び二酸化		
			源設備又は無停電電源装置	炭素濃度計を保管する。		
			(充電器等を含む。)に接続	◆(⑦a®a重複)		
			し、外部電源が期待できな			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	坐不跃刊为到 (刑)	坐平区目分割(区)	い場合でも動作可能な設計	1 1 日	及り至年以前の町とり内に	
			とする。 2			
			発電用原子炉施設には,			
			設計基準事故が発生した場			
			合において,発電所外の本			
			店,国,地方公共団体,その			
			他関係機関等の必要箇所へ			
			事故の発生等に係る連絡を			
			音声等により行うことがで			
			きる設備として, 電力保安			
			通信用電話設備、社内テレ			
			ビ会議システム, 局線加入			
			電話設備, 専用電話設備, 衛			
			星電話設備及び統合原子力			
			防災ネットワークを用いた			
			通信連絡設備の通信連絡設	10.9.1.2 設計方針		
			備 (発電所外) を設置又は保	緊急時対策所は、以下の		
			管する設計とする。 2	とおりの設計とする。②		
		原子炉冷却系統に係る発	また、発電所内から発電	(1) 原子炉冷却系統に係る	追加要求事項に伴う差異	計測制御系統施設
		電用原子炉施設の損壊その	所外の緊急時対策支援シス	発電用原子炉施設の損壊そ	設備記載の適正化	4.2 通信連絡設備(発電所
		他の異常が発生した場合に	テム(ERSS)へ必要なデ	の他の異常が発生した場合	(設備名称は工認名称とし	外)
		おいて、通信連絡設備によ	<u>ータを伝送できる</u> 設備 <u>とし</u>	に適切な措置をとるために	た。)	緊急時対策所
		り、発電所内から発電所外	て,データ伝送設備を設置	必要な要員を収容できる設		1.1.2 設計方針
		の緊急時対策支援システム	<u>する設計とする。</u>	計とする。②		
		(ERSS) へ必要なデータを	通信連絡設備(発電所外)	(2) 原子炉冷却系統に係る		
		伝送できるデータ伝送設備	及びデータ伝送設備につい	発電用原子炉施設の損壊そ		
		として、SPDS 伝送装置を設	ては、有線系回線、無線系回	の他の異常に対処するため		
		置する設計とする。⑥a	線又は衛星系回線による通	に必要な指示ができるよ		
		データ伝送設備について	信方式の多様性を確保した	う, 異常等に対処するため		
		は、通信方式の多様性を確	専用通信回線に接続し、輻	に必要な情報を把握できる		
		保した専用通信回線にて伝	輳等による制限を受けるこ	設備を設置する。 ①(③a重		
		送できる設計とする。	となく常時使用できる設計	複)		
		⑤b⑥b 【46条6】	とする。 5b6b	(3) 発電所内外の通信連絡		
			通信連絡設備(発電所外)	をする必要のある場所と通		
			及びデータ伝送設備につい	信連絡を行うために必要な		
			ては, 非常用所内電源設備	設備を設置又は保管する。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文 フは無信要素源は異(本意	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
		取名吐基第5中/7/4 联	又は無停電電源装置(充電 器等を含む。)に接続し、外	· ·	追加要求事項に伴う差異	緊急時対策所
		緊急時対策所内には、酸		(4) 緊急時対策所内には,	同趣旨の記載であるが、表	系
		素濃度及び二酸化炭素濃度	部電源が期待できない場合	室内の酸素濃度及び二酸化		1.1.2 設計力計
		が活動に支障がない範囲に	でも動作可能な設計とす	炭素濃度が活動に支障がない になることが思想で	現の違いによる差異あり	
		あることを把握できるよ	る。2	い範囲にあることを把握で		
		う,酸素濃度計(緊急時対策	マルナ佐田 (株の 原なり)「丁	きるよう、酸素濃度計及び		
		所用)(個数1(予備1))及び	通信連絡設備の一覧を以下	二酸化炭素濃度計を保管す		
		二酸化炭素濃度計(緊急時	に示す。2	<u>る。</u> ⑦a⑧a		
		対策所用)(個数1(予備1))	送受話器(ページング)(警			
		を保管する設計とする。	報装置を含む。)	40 0 4 4 2 TE = 11./4t		
		⑦a⑦b⑧a⑧b 【46条7】	(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策			⑦b®b 引用元:P8
			所」と兼用)	緊急時対策所の主要機器		
			一式	は以下のとおりとする。		
			局線加入電話設備	(1) 緊急時対策所		
			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	異常等に対処するために		
			所」と兼用)	必要な指示を行うための要		
			一式	員等を収容できるよう,緊		
			電力保安通信用電話設備	急時対策所を設置する。		
			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	◆(①②重複)		
			所」と兼用)	(2) 必要な情報を把握でき		
			一式	る設備		
			社内テレビ会議システム	中央制御室内の運転員を		
			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	介さずに異常状態等を正確		
			所」と兼用)	かつ速やかに把握するた		
			一式	め、安全パラメータ表示シ		
			専用電話設備	ステム(SPDS)を設置す		
			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	る。 ((③a③b重複)		
			所」と兼用)	(3) 通信連絡設備		
			一式	発電所内の関係要員への		
			移動無線設備	指示及び発電所外関係箇所		
			一式	との通信連絡を行うことが		
				できる通信連絡設備を設置		
			[常設重大事故等対処設	又は保管する。◆		
			備] 2			
			無線連絡設備(固定型)	(4) 酸素濃度計		
			(「へ(5)(vi) 中央制御室」	緊急時対策所内の酸素濃		

様式-7

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

<関連する資料>

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対	度が活動に支障がない範囲		
			策所」と兼用)	にあることを把握できるよ		
			一式	う,酸素濃度計を保管する。		
			衛星電話設備(固定型)	(⑦a重複)(□) (□a重複)		
			(「へ(5)(vi) 中央制御室」	(5) 二酸化炭素濃度計		
			及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対	緊急時対策所内の二酸化		
			策所」と兼用)	炭素濃度が活動に支障がな		
			一式	い範囲にあることを把握で		
			安全パラメータ表示システ	きるよう,二酸化炭素濃度		
			ム (SPDS)	計を保管する。		
			(「ヘ 計測制御系統施設の	◆ (®a重複)		
			構造及び設備」及び「ヌ			
			(3)(vi) 緊急時対策所」と	10.9.1.5 試験検査		
			兼用)	緊急時対策所の主要設備		
			一式	については, 定期的な試験		
			統合原子力防災ネットワー			
			クを用いた通信連絡設備	り、その機能の健全性を確		
			(テレビ会議システム, I	認する。③		
			P電話及びIP-FAX)			
			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	第10.9-1 表 緊急時対策		
			所」と兼用)	所の主要機器仕様		
			一式	(1)緊急時対策所		
			データ伝送設備	兼用する設備は以下のとお		
			一式	り。		
			[可搬型重大事故等対処	・緊急時対策所 (重大事故等		
			設備] 2	時)		
			携行型通話装置	個 数 一式		
			一式	(2)安全パラメータ表示シ		
			無線連絡設備 (携帯型)	ステム (SPDS)		
			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	第10.12-2 表 通信連絡を		
			所」と兼用)	行うために必要な設備(常		
			一式	設) の主要機器仕様に記載		
			衛星電話設備(携帯型)	する。		
			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	(3)通信連絡設備		
			所」と兼用)	a. 送受話器 (ページング)		
			一式	(警報装置を含む。)		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
[大阳五千/95X] /JF/9X	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	ин 3
				第10.12-1 表 通信連絡設		
			携行型通話装置,無線連	備の一覧表に記載する。		
			絡設備,衛星電話設備,統合	b. 電力保安通信用電話設		
			原子力防災ネットワークを	備		
			用いた通信連絡設備,安全			
			パラメータ表示システム			
			(SPDS) 及びデータ伝			
			送設備は,設計基準事故時	第10.12-2 表 通信連絡を		
			及び重大事故等時ともに使	行うために必要な設備(常		
			用する。 2	設)の主要機器仕様に記載		
				する。		
				d. 衛星電話設備 (携帯型)		
				第10.12-3 表 通信連絡を		
				行うために必要な設備(可		
				搬型)の主要機器仕様に記		
				載する。		
				e. 無線連絡設備(固定型)		
				第10.12-2 表 通信連絡を		
				行うために必要な設備(常		
				設) の主要機器仕様に記載		
				する。		
				f. 無線連絡設備 (携帯型)		
				第10.12-3 表 通信連絡を		
				行うために必要な設備(可		
				搬型)の主要機器仕様に記		
				載する。		
				g. 統合原子力防災ネット		
				ワークを用いた通信連絡設		
				備(テレビ会議システム,I		
				P電話及びIP-FAX)		
				第10.12-2 表 通信連絡を		
				行うために必要な設備(常		
				設)の主要機器仕様に記載		
				する。		
				h. 社内テレビ会議システ		
				A		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表 設工認申請書 設工認申請書 設置許可申請書

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	基 华政司 刀到 (刊)	基本 政司刀可(仮)	- 本文	第10.12-1 表 通信連絡設	及い基本政計力到との利比	
				備の一覧表に記載する。		
				i. 局線加入電話設備		
				第10.12-1 表 通信連絡設		
				備の一覧表に記載する。		
				j. 専用電話設備		
				第10.12-1 表 通信連絡設		
				備の一覧表に記載する。		
				① (③b重複)		
				(4) 酸素濃度計		
				兼用する設備は以下のとお		
				・酸素濃度計(重大事故等		
				時)		
				個 数 1 (予備		
				<u>间</u>		
				測 定 範 囲 0~		
				100%		
				7b		
				(5)二酸化炭素濃度計		
				兼用する設備は以下のとお		
				b.		
				•二酸化炭素濃度計(重大事		
				故等時)		
				個 数 1 (予備		
				1)_		
				測 定 範 囲 0.04~		
				5.0%		
				8 b		
				10.12 通信連絡設備		
				10.12.1 通常運転時等		
				10.12.1.4 主要設備		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++ / 2 甘 / 4 · 11 · 11 · 47 · 41	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1佣 右
				(1) 警報装置及び通信連絡		
				設備 (発電所内)		
				設計基準事故が発生した		
				場合において、中央制御室		
				等から人が立ち入る可能性		
				のある原子炉建屋, タービ		
				ン建屋等の建屋内外各所の		
				者への必要な操作、作業又		
				は退避の指示等の連絡をブ		
				ザー鳴動等により行うこと		
				ができる装置及び音声等に		
				より行うことができる設備		
				として,送受話器(ページン		
				グ) (警報装置を含む。), 電		
				力保安通信用電話設備,移		
				動無線設備, 携行型通話装		
				置,無線連絡設備及び衛星		
				電話設備の多様性を確保し		
				た通信連絡設備 (発電所内)		
				を設置又は保管する設計と		
				する。�		
				また,警報装置及び通信		
				連絡設備 (発電所内) につい		
				ては, 非常用所内電源設備		
				又は無停電電源装置(充電		
				器等を含む。) に接続し、外		
				部電源が期待できない場合		
				でも動作可能な設計とす		
				る。�		
				(2) 安全パラメータ表示シ		
				ステム (SPDS)		
				緊急時対策所へ事故状態		
				等の把握に必要なデータを		
				伝送できる設備として,デ		
				ータ収集装置, SPDS伝		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
12 H 22 F 79821 71 FV	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VID 3
				送装置及びSPDS表示装		
				置で構成する安全パラメー		
				タ表示システム(SPDS)		
				を設置する設計とする。		
				◆ (③a③b重複)		
				また,安全パラメータ表		
				示システム(SPDS)につ		
				いては,非常用所内電源設		
				備又は無停電電源装置(充		
				電器等を含む。) に接続し,		
				外部電源が期待できない場		
				合でも動作可能な設計とす		
				る。 🌗		
				(3) 通信連絡設備(発電所		
				外)		
				設計基準事故が発生した		
				場合において,発電所外の		
				本店,国,地方公共団体,そ		
				の他関係機関等の必要箇所		
				へ事故の発生等に係る連絡		
				を音声等により行うことが		
				できる設備として, 電力保		
				安通信用電話設備、社内テ		
				レビ会議システム, 局線加		
				入電話設備, 専用電話設備,		
				衛星電話設備及び統合原子		
				力防災ネットワークを用い		
				た通信連絡設備の通信連絡		
				設備(発電所外)を設置又は		
				保管する設計とする。		
				通信連絡設備(発電所外)		
				は,有線系回線,無線系回線		
				又は衛星系回線による通信		
				方式の多様性を確保した専		
				用通信回線に接続し, 輻輳		
				等による制限を受けること		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-1への展開表(補足説明資料)

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
				なく常時使用できる設計と		
				する。		
				また、通信連絡設備(発電		
				所外)は、非常用所内電源設備スペ無原電電源は器(在		
				備又は無停電電源装置(充		
				電器等を含む。)に接続し、		
				外部電源が期待できない場合では、		
				合でも動作可能な設計とす		
				る。 4		
ı				なお、通信連絡設備(発電		
I				所外)は、定期的に点検を行		
				うことにより、専用通信回		
				線の状態を監視し、常時使		
				用できることを確認する。		
				(4) データ伝送設備		
				発電所内から発電所外の		
				緊急時対策支援システム		
				(ERSS) へ必要なデー		
				タを伝送できる設備とし		
				て、SPDS伝送装置で構		
				成するデータ伝送設備を設		
				置する設計とする。 ◆ (⑥a重複)		
				データ伝送設備は、有線		
				系回線、無線系回線又は衛		
				素回線、無線系回線又は開 星系回線による通信方式の		
				多様性を確保した専用通信		
				多様性を催保した専用通信 回線に接続し、輻輳等によ		
				回線に接続し、軸輳寺による制限を受けることなく常		
				時使用できる設計とする。		
				また, データ伝送設備は,		
				非常用所内電源設備又は無		
				非吊用所内電源設備又は悪 停電電源装置(充電器等を		
				が期待できない場合でも動		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

西北東頂しの対比主

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				作可能な設計とする。		
				4		
				なお, データ伝送設備は,		
				定期的に点検を行うことに		
				より、専用通信回線の状態		
				を監視し、常時使用できる		
				ことを確認する。③		
2 緊急時対策所及びその					本工事計画の対象外	
近傍並びに有毒ガスの発生					(2020年5月1日以降の最	
源の近傍には、有毒ガスが					初の施設定期検査終了まで	
発生した場合に適切な措置					又は2020年5月1日以後に	
をとるため、工場等内にお					発電用原子炉の運転を開始	
ける有毒ガスの発生を検出					する日の前日のいずれか早	
するための装置及び当該装					い日までに実施)	
置が有毒ガスの発生を検出						
した場合に緊急時対策所に						
おいて自動的に警報するた						
めの装置の設置その他の適						
切な防護措置を講じなけれ						
ばならない。 9						
【解釈】						
2 第2項に規定する「有						
毒ガスが発生した場合」と は、緊急時対策所の指示要						
は、茶芯時対象別の指示安置の吸気中の有毒ガスの濃						
度が有毒ガス防護のための						
判断基準値を超えるおそれ						
があることをいう。「工場等						
内における有毒ガスの発生						
を検出するための装置及び						
当該装置が有毒ガスの発生						
を検出した場合に緊急時対						
策所において自動的に警報						
するための装置の設置」に						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類ハからの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

※色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
・様式-1への展開表(補足説明資料)
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
・技術基準要求機器リスト(設定根拠に

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

<関連する資料>

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比: 前:

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ついては「有毒ガスの発生						
を検出し警報するための装 置に関する要求事項(別記						
■に関する安水事項(別記 -9)」によること。 9						

様式-7

【第46条 緊急時対策所】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

	スク取りグラん刀							
第	46条(緊急時対策所)							
1.								
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類			
1	緊急時対策所の設置	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1	_	С			
2	要員の収容, 滞在	同 上	1	1	c, d			
3	安全パラメータ表示シス テム(SPDS)の設置	同 上	1	1	b, c			
4	発電所内への通信連絡設 備	同 上	1	1	b, c			
(5)	発電所外への多様性を備 えた通信連絡設備	同上	1	1	b, c			
6	データ伝送設備の設置	同 上	1	1	ь, с			
7	酸素濃度計の設置	同 上	1	1	c, d			
8	二酸化炭素濃度計の設置	設置許可との整合を鑑み記載している。	_	_	c, d			
9	有毒ガス発生に対する警 報装置その他の適切な防 護措置	有毒ガスは,今回の変更申請対象外 であるため記載しない。	2	2	_			
2.	設置許可本文のうち,基本	本設計方針に記載しないことの考え方	Ī					
No.	項目 考え方							
1	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	_					
2	通信連絡設備	第 47 条又は第 77 条に対する内容で 載しない。	あり,本乳	条文では記	_			
3	重大事故等対処設備	第76条に対する内容であり、本条文	てでは記載	えしない。	_			
3.	設置許可添八のうち、基準	★設計方針に記載しないことの考え方	ī					
No.	項目	考え方			添付書類			
$\langle 1 \rangle$	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	記載しない	<i>ا</i> ر ا	_			
2>	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記い。	己載のため	記載しな	_			
$\langle 3 \rangle$	試験検査	第15条に対する内容であり、本条文	てでは記載	えしない。	_			
4>	通信連絡設備	第 47 条又は第 77 条に対する内容で 載しない。	あり,本乳	条文では記	_			
\$	重大事故等対処設備	第76条に対する内容であり、本条文	てでは記載	えしない。	_			
4.	詳細な検討が必要な事項							
No.		書類名						
а	要目表							
b	通信連絡設備に関する説	明書及び取付個所を明示した図面						
С	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書							
d	緊急時対策所の居住性に	関する説明書						
е	発電用原子炉の設置の許可	可との整合性に関する説明書						
f	設計及び工事に係る品質で	マネジメントシステムに関する説明書	=					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
(緊急時対策所)		ロ 発電用原子炉施設の一般構造						
		(3) その他の主要な構造						
		(i) 本発電用原子炉施設は,(1)						
		耐震構造,(2)耐津波構造に加						
		え,以下の基本的方針のもとに安						
		全設計を行う。						
		a. 設計基準対象施設						
		(ac) 緊急時対策所						
		発電用原子炉施設には,原子炉						
		冷却系統に係る発電用原子炉施						
		設の損壊その他の異常が発生し						
		た場合に適切な措置をとるため,						
		緊急時対策所を中央制御室以外						
		の場所に設置する。 <a>5						
		緊急時対策所は,重大事故等が						
		発生した場合においても,当該重						
		大事故等に対処するために必要						
		な指示を行う要員がとどまるこ						
		とができるよう,適切な措置を講						
		じた設計とするとともに, 重大事						
		故等に対処するために必要な情						
		報を把握できる設備及び発電所						
		内外の通信連絡をする必要のあ						
		る場所と通信連絡を行うために						
		必要な設備を設置又は保管する。						
		また, 重大事故等に対処するため						
		に必要な数の要員を収容できる						
		設計とする。 1 (①a②⑩重複)						
		チ 放射線管理施設の構造及び設						
		備						
		(1) 屋内管理用の主要な設備の						
		種類						
		(v) 遮蔽設備						
		放射線業務従事者等の被ばく						
		線量を低減するため、遮蔽設備を						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	20 20 th 2t 4.		(D) N L 衣	50 P 36 -7 11/05 P W 10 D I	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		設ける。 1 (⑦a 重複)	Nº174 II 7500	200 - 200	
		b. 緊急時対策所遮蔽			
		重大事故等が発生した場合に			
		おいても,緊急時対策所で当該重			
		大事故等に対処するために必要			
		な遮蔽設備として,緊急時対策所			
		遮蔽を設置する設計とする。 1			
		(⑦a 重複)			
		緊急時対策所遮蔽は, 重大事故			
		等時において,緊急時対策所の気			
		密性,緊急時対策所換気空調系及			
		び緊急時対策所加圧設備の機能			
		とあいまって,居住性に係る判断			
		基準である緊急時対策所にとど			
		まる要員の実効線量が7日間で			
		100mSv を超えない設計とする。			
		1 (⑦b⑧b 重複)			
		本設備については,「ヌ(3)(vi)			
		緊急時対策所」に記載する。 4			
		[常設重大事故等対処設備]			
		緊急時対策所遮蔽			
		(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と			
		兼用)			
		一式 3			
		(vi) 換気空調設備			
		通常運転時,運転時の異常な過			
		渡変化時, 設計基準事故時及び重			
		大事故等時に発電所従業員に新			
		鮮な空気を送るとともに,空気中			
		の放射性物質の除去低減が可能			
		な換気空調設備を設ける。 1 (7			
		c®c 重複)			
		d. 緊急時対策所換気空調系及			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

森巴: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	: の刈比衣	<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		び緊急時対策所加圧設備	W. 14 E 7977	20 11 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	
		緊急時対策所の緊急時対策所			
		換気空調系及び緊急時対策所加			
		圧設備は、重大事故等時におい			
		て,緊急時対策所内への希ガス等			
		7			
		の放射性物質の侵入を低減又は			
		防止するため適切な換気設計を			
		行い,緊急時対策所の気密性及び			
		緊急時対策所遮蔽の性能とあい			
		まって、居住性に係る判断基準で			
		ある緊急時対策所にとどまる要			
		員の実効線量が7日間で100mSv			
		を超えない設計とする。 1 (⑦b			
		8b 重複)なお, <u>緊急時対策所換</u>			
		気空調系及び緊急時対策所加圧			
		設備の設計にあたっては、緊急時			
		対策所の建物の気密性に対して			
		十分な余裕を考慮した設計とす			
		る。また、緊急時対策所外の火災			
		<u>により発生するばい煙</u> 又は <u>有毒</u>			
		ガスに対する換気設備の隔離及			
		びその他の適切に防護するため			
		の設備を設ける設計とする。[1]			
		緊急時対策所の緊急時対策所			
		換気空調系として,緊急時対策所			
		非常用送風機,緊急時対策所非常			
		用フィルタ装置を設置し, 緊急時			
		対策所加圧設備として差圧計を			
		設置するとともに緊急時対策所			
		加圧設備 (空気ボンベ) を保管す			
		る設計とする。 1 (⑦d®d 重複)			
		[常設重大事故等対処設備]			
		緊急時対策所非常用送風機			
		(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と			
		兼用)			
		台 数 1 (予備1)			
		容 量 約1,000m³/h			
		ты — лут, vvvIII / II			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
		(1台当たり) 緊急時対策所非常用フィルタ装置 (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と 兼用) 型 式 高性能エアフ						
		イルタ/チャコールエアフィルタ 基数 1 (予備1) 容量 約 1,000m³/h (1基当たり) 効率 99.97%以上(直径 0.15μm以上の粒子)/96.0%以上(よう素) 総合除去効率 99.99%以上(直径						
		0.5μm 以上の粒子)/99.75%以上(よう素) 差圧計 (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と 兼用) 個 数 1						
		[可搬型重大事故等対処設備] 緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ) (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と 兼用) 形 式 空気ボンベ						
		本 数 415 (予備 125) 容 量 約 47L (1 本当 たり) 充 填 圧 力 約 19.6MPa [gage] 3	10. その他発電用原子炉の附属 施設					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) 技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項	との対比表	- mpue	出時からの変更箇所
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	△本版Ⅱ 万里 (図)	ヌ その他発電用原子炉の附属施	10.9 緊急時対策所	及び基本版計分割といれた	
		設の構造及び設備	10.9.2 重大事故等時		
		(3) その他の主要な構造	10.9.2.1 概要		
		(vi)緊急時対策所	緊急時対策所は,重大事故等が		
		原子炉冷却系統に係る発電用	発生した場合においても,当該重		
		原子炉施設の損壊その他の異常	大事故等に対処するために必要		
		が発生した場合に適切な措置を	な指示を行う要員がとどまるこ		
		とるため, 緊急時対策所を中央制	とができるよう,適切な措置を講		
		御室以外の場所に設置する。	じた設計とするとともに, 重大事		
第七十六条 第四十六条の規定	緊急時対策所は,重大事故等が	緊急時対策所は,緊急対策室及	故等に対処するために必要な情	同趣旨の記載であるが、表現の違	緊急時対策所
により設置される緊急時対策所	発生した場合においても,当該事	びSPDS室から構成され, 緊急	報を把握できる設備及び発電所	いによる差異あり	1.1.2 設計方針
は、重大事故等が発生した場合に	故等に対処するための適切な措	時対策建屋に設置する設計とす	内外の通信連絡をする必要のあ		
おいても当該重大事故等に対処	置が講じることができるよう,緊	る。①b	る場所と通信連絡を行うために		
するための適切な措置が講じら	急時対策所機能に係る設備を含	緊急時対策所は,重大事故等が	必要な設備を設置又は保管する。		
れるよう、次に定めるところによ	め、以下の設計とする。	発生した場合においても当該事	また, 重大事故等に対処するため		
らなければならない。	①a 【76条1】	故等に対処するために必要な指	に必要な数の要員を収容できる		
		示を行う要員がとどまることが	設計とする。 �� (①a②⑩重複)		
一 重大事故等に対処するために	なお、緊急時対策所は、緊急対	できるよう, <u>適切な措置</u> を <u>講じ</u> た	緊急時対策所の系統概要図を	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
必要な指示を行う要員がとどま	策室及び SPDS 室から構成され,	<u>設計とする</u> ①a とともに, 重大事	第 10.9-1 図から第 10.9-5 図	いによる差異あり	
ることができるよう、適切な措置	緊急時対策建屋に設置する設計	故等に対処するために必要な指	に示す。��		
を講ずること。①	とする。	示ができるよう,重大事故等に対			
	①b 【76条2】	処するために必要な情報を把握	10.9.2.2 設計方針		
二 重大事故等に対処するため		できる設備及び発電所内外の通	緊急時対策所として, 緊急対策		
に必要な指示ができるよう、重大		信連絡をする必要のある場所と	室及びSPDS室から構成する		
事故等に対処するために必要な	緊急時対策所は,重大事故等が	通信連絡を行うために必要な設	緊急時対策所を緊急時対策建屋	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
情報を把握できる設備を設ける	発生した場合においても,当該事	備を設置又は保管する設計とす	内に設置する。 ① (①b 重複)	いによる差異あり	
こと。②	故等に対処するための適切な措	る。1 (②重複) また, 重大事故	緊急時対策所は,重大事故等が		
	置が講じられるよう、その機能に	等に対処するために必要な数の	発生した場合においても,当該事		
三 発電用原子炉施設の内外の	係る設備を含め, 基準地震動 S s	要員を収容できる設計とする。	故等に対処するための適切な措		
通信連絡をする必要のある場所	による地震力に対し,機能を喪失	① (⑩重複)	置が講じることができるよう, そ		
と通信連絡を行うために必要な	しないよう設計するとともに,基	緊急時対策所は,異常等に対処	の機能に係る設備を含め, 基準地		
設備を設けること。③	準津波の影響を受けない設計と	するために必要な指示を行うた	震動Ssによる地震力に対し、機		
	する。	めの要員等を収容できる設計と	能を損なわない設計とするとと		
【解釈】	④a 【76 条 3】	する。	もに,基準津波の影響を受けない		④a 引用元:P6
1 第1項及び第2項の要件を		また,異常等に対処するために	設計とする。 ① (④a 重複) 地震		
満たす緊急時対策所とは、以下に		必要な情報を中央制御室内の運	及び津波に対しては,「1.4.2 重		
掲げる措置又はこれらと同等以	緊急時対策所の機能に係る設	転員を介さずに正確かつ速やか	大事故等対処施設の耐震設計」及	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:其本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		田·朱丰1年1	との対比表 紫色: 基本設計方針 (前) と基	[本設計方針(後)との対比 : 前回構	出時からの変更箇所
	20 27			30.00 35	1
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
上の効果を有する措置を行うた	備は,共通要因により中央制御室	に把握するために,データ収集装	び「1.5.2 重大事故等対処施設の	いによる差異あり	
めの設備を備えたものをいう。	と同時に機能喪失しないよう,中	置,SPDS伝送装置及びSPD	耐津波設計」に基づく設計とす		
a) 基準地震動による地震力に対	央制御室に対して独立性を有す	S表示装置で構成する安全パラ	る。 ・ な。 ・ な。 ・ な。 ・ な。 ・ な。 ・ なん。 ・ なん。		
し、免震機能等により、緊急時対	る設計とするとともに,中央制御	メータ表示システムを設置する。	能に係る設備は,中央制御室との		
策所の機能を喪失しないように	室とは離れた位置に設置又は保	発電所内の関係要員への指示及	共通要因により同時に機能喪失		
するとともに、基準津波の影響を	管する設計とする。	び発電所外関係箇所との通信連	しないよう,中央制御室に対して		
受けないこと。④	⑤ 【76条4】	絡を行うために,送受話器(ペー	独立性を有する設計とするとと		
b)緊急時対策所と原子炉制御室		ジング) (警報装置を含む。), 電	もに,中央制御室とは離れた位置		
は共通要因により同時に機能喪		力保安通信用電話設備, 社内テレ	に設置又は保管する。 🗘 (⑤重		
失しないこと。⑤	緊急時対策所は,全交流動力電	ビ会議システム, 局線加入電話設	複)		緊急時対策所
c)緊急時対策所は、代替交流電	源が喪失した場合に,代替電源設	備, 専用電話設備, 無線連絡設備,	緊急時対策所は,重大事故等に		1.1.2 設計方針
源からの給電を可能とすること。	備からの給電が可能な設計とす	衛星電話設備及び統合原子力防	対処するために必要な指示を行		
また、当該代替電源を含めて緊急	る。	災ネットワークを用いた通信連	う要員に加え,原子炉格納容器の		
時対策所の電源は、多重性又は多	<u>⑥</u> a 【76 条 5】	絡設備を設置又は保管する。	破損等による発電所外への放射		⑥a 引用元: P9
様性を有すること。⑥		5	性物質の拡散を抑制するための		
d)緊急時対策所の居住性が確保	常設の代替電源設備は、常設代	緊急時対策所は,重大事故等が	対策に対処するために必要な数		同上
されるように、適切な遮蔽設計及	替交流電源設備であるガスター	発生した場合においても当該事	の要員を含め,重大事故等に対処		
び換気設計を行うこと。⑦	ビン発電機 2 台で緊急時対策所	故等に対処するための適切な措	するために必要な数の要員を収		
e)緊急時対策所の居住性につい	を含む重大事故等発生時に想定	置が講じられるよう,その機能に	容することができる設計とする。		
ては、次の要件を満たすものであ	される負荷へ給電するために必	係る設備を含め, 基準地震動 S s	҈(⑩重複)		
ること。	要な容量を有する設計とする。	による地震力に対し機能を喪失	重大事故等が発生し,緊急時対		
① 想定する放射性物質の放出量	⑥b 【76 条 6】	しないよう設計とするとともに,	策所の外側が放射性物質により		⑥b 引用元: P9
等は東京電力株式会社福島第一		緊急時対策所は, 基準津波の影響	汚染したような状況下において,		
原子力発電所事故と同等とする	ガスタービン発電機の燃料は	を受けない設計とする。4a 地震	重大事故等対策要員(以下「対策	設備記載の適正化	同上
こと。	ガスタービン発電設備軽油タン	及び津波に対しては,「ロ(1)(ii)	要員」という。)が緊急時対策所	(設備名称を工認名称とした。)	
② プルーム通過時等に特別な防	ク, 非常用ディーゼル発電設備軽	重大事故等対処施設の耐震設計」	内に放射性物質による汚染を持		
護措置を講ずる場合を除き、対策	油タンク及びタンクローリを有	及び「ロ(2)(ii)重大事故等対処	込むことを防止するため, 身体サ		
要員は緊急時対策所内でのマス	しており,軽油タンクからタンク	施設に対する耐津波設計」に基づ	ーベイ及び作業服の着替え等を		
クの着用なしとして評価するこ	ローリにより燃料をガスタービ	く設計とする。 4	行うための区画を設置する設計		
٤.	ン発電設備軽油タンクに補給す	また, 緊急時対策所の機能に係	とする。身体サーベイの結果,対		
③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤	るが,放射性雲通過中には給油を	る設備は、中央制御室との共通要	策要員の汚染が確認された場合		
の服用、仮設設備等を考慮しても	必要とせずに必要負荷に対して	因により同時に機能喪失しない	は、対策要員の除染を行うことが		
よい。ただし、その場合は、実施	7 日間(168 時間)以上連続給電	よう,中央制御室に対して独立性	できる区画を,身体サーベイを行		
のための体制を整備すること。	が可能な設計とする。	を有する設計とするとともに,中	う区画に隣接して設置すること		
④ 判断基準は、対策要員の実効	⑥c 【76 条 7】	央制御室とは離れた位置に設置	ができるよう考慮する。 🗘 (⑨重		⑥c 引用元: P10
線量が7 日間で100mSv を超え		<u>又は保管する。</u> ⑤	複)		
ないこと。	可搬の代替電源設備は, 緊急時	緊急時対策所は,重大事故等に	(1) 居住性を確保するための設		同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争坦德	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
8	対策所用代替交流電源設備であ	対処するために必要な指示を行	備		
f)緊急時対策所の外側が放射性	る電源車(緊急時対策所用)1 台	う要員に加え,原子炉格納容器の	重大事故等が発生した場合に		
物質により汚染したような状況	で緊急時対策所に電源供給する	破損等による発電所外への放射	おいても,当該事故等に対処する		
下において、緊急時対策所への汚	ために必要な容量を有する設計	性物質の拡散を抑制するための	ために必要な指示を行う要員が		
染の持ち込みを防止するため、モ	とする。	対策に対処するために必要な要	とどまることができるよう, 緊急		
ニタリング及び作業服の着替え	⑥d 【76条8】	員を含め、重大事故等に対処する	時対策所の居住性を確保するた		⑥d 引用元:P10
<i>等を行うための区画を設けるこ</i>		ために必要な数の要員を収容す	めの設備として,緊急時対策所遮		
Ł. (9)		ることができる設計とする。 ⑩	蔽,緊急時対策所換気空調系,緊		
	重大事故等時に電源車 (緊急時	重大事故等が発生し,緊急時対	急時対策所加圧設備,酸素濃度		非常用電源設備
	対策所用) の燃料を貯蔵及び補給	策所の外側が放射性物質により	計,二酸化炭素濃度計,可搬型モ		4.4 緊急時対策所用代替交流電
	する設備として,緊急時対策所軽	<u>汚染したような状況下において</u>	ニタリングポスト及び緊急時対		源設備の燃料補給設備
	油タンク及びホースを使用でき	対策要員が緊急時対策所内に放	策所可搬型エリアモニタを設け		緊急時対策所
	る設計とする。	射性物質による汚染を持ち込む	る。��(⑦a 重複)		1.1.2 設計方針
	電源車(緊急時対策所用)は,	ことを防止するため, 身体サーベ	緊急時対策所の居住性につい		
	緊急時対策所軽油タンクから燃	イ及び作業服の着替え等を行う	ては、想定する放射性物質の放出		
	料を補給できる設計とする。	ための区画を設置する設計とす	量等を東京電力株式会社福島第		
	⑥e 【76条9】	る。身体サーベイの結果,対策要	一原子力発電所事故と同等とし、		⑥e 引用元:P10
		員の汚染が確認された場合は,対	かつ, 緊急時対策所内でのマスク		
		策要員の除染を行うことができ	の着用,交替要員体制,安定よう		
	緊急時対策所用代替交流電源	る区画を,身体サーベイを行う区	素剤の服用及び仮設設備を考慮	設備設計の明確化	非常用電源設備
	設備である電源車(緊急時対策所	画に隣接して設置することがで	しない条件においても,緊急時対	(電路を構成する設備及びその	2.4 緊急時対策所用代替交流電
	用) は, メタルクラッドスイッチ	きるよう考慮する。 9	策所にとどまる要員の実効線量	仕様については要目表対象外で	源設備
	ギア (緊急時対策所用) (7200V,	重大事故等が発生した場合に	が7日間で100mSv を超えない設	あるため,基本設計方針中で明確	
	1200A のものを 2 個), 動力変圧	おいても,当該事故等に対処する	計とする。 �� (⑧a 重複)	化した。)	
	器(緊急時対策所用)(500kVA,	ために必要な指示を行う要員が			
	6900/460V のものを 2 個), モー	とどまることができるよう, 緊急	a. 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対		
	タコントロールセンタ (緊急時対	時対策所の居住性を確保するた	策所換気空調系,緊急時対策所加		
	策所用) (600V, 800A のものを 3	めの設備として,緊急時対策所遮	圧設備		
	個), 105V 交流電源切替盤 (緊急	蔽,緊急時対策所換気空調系,緊	緊急時対策所遮蔽は, 重大事故		
	時対策所用) (460/210-105V, 225A	急時対策所加圧設備, 酸素濃度	等が発生した場合において,緊急		
	のものを 1 個), 105V 交流分電盤	計, 二酸化炭素濃度計, 可搬型モ	時対策所の気密性, 緊急時対策所		
	(緊急時対策所用) (30kVA, 210-	ニタリングポスト及び緊急時対	換気空調系及び緊急時対策所加		
	105V のものを 1 個), 120V 交流分	策所可搬型エリアモニタを設け	圧設備の機能とあいまって, 緊急		
	電盤(緊急時対策所用)	<u>る</u> 。⑦a	時対策所にとどまる要員の実効		
	(10kVA, 460/120V のものを 2	緊急時対策所の居住性につい	線量が7日間で100mSv を超えな		
	個), 210V 交流分電盤 (緊急時対	ては, 想定する放射性物質の放出	い設計とする。◆(⑦b®b 重複)		
1	策所用) (150kVA, 460/210V のも	量等を東京電力株式会社福島第	緊急時対策所には,緊急時対策		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

亜半車位しの対比率

		要求事項と	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1文州 圣 毕	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	V用 グラ
	のを2個),125V直流主母線盤(緊	一原子力発電所事故と同等とし,	所換気空調系として, 緊急時対策		
	急時対策所用)(125V, 1800Aのも	かつ, 緊急時対策所内でのマスク	所非常用送風機及び緊急時対策		
	のを3個)を経由して緊急時対策	の着用,交替要員体制,安定よう	所非常用フィルタ装置を設ける。		
	所非常用送風機, 衛星電話設備	素剤の服用及び仮設設備を考慮	また, 緊急時対策所等の加圧のた		
	(固定型),無線連絡設備(固定	しない条件においても,緊急時対	めに, 緊急時対策所加圧設備とし		
	型),統合原子力防災ネットワー	策所にとどまる要員の実効線量	て,緊急時対策所加圧設備(空気		
	クを用いた通信連絡設備(テレビ	<u>が7日間で100mSv を超えない設</u>	ボンベ)及び差圧計を設ける。 ⑦		
	会議システム,IP 電話及び IP-	<u>計とする。</u> 8a	d®d		
	FAX) 及び安全パラメータ表示シ	緊急時対策所遮蔽は, 重大事故	緊急時対策所の緊急時対策所		
	ステム (SPDS) 等へ給電できる設	等が発生した場合において,緊急	非常用送風機は,緊急時対策所を		
	計とする。	時対策所の気密性, 緊急時対策所	含む緊急時対策建屋地下階を正		
	⑥ 【76条 10】	換気空調系及び緊急時対策所加	圧化し,放射性物質の侵入を低減		
		圧設備の機能とあいまって,緊急	できる設計とする。また, 緊急時		
		時対策所にとどまる要員の実効	対策所加圧設備(空気ボンベ)は,		
	緊急時対策所の代替電源設備	<u>線量が7日間で100mSv を超えな</u>	プルーム通過時において,緊急時	設備記載の適正化	緊急時対策所
	は、常設設備としてガスタービン	<u>い設計とする。</u> ⑦b®b	対策所等を正圧化し, 希ガスを含	(設備名称は工認名称とした。)	1.1.2 設計方針
	駆動であるガスタービン発電機	緊急時対策所換気空調系とし	む放射性物質の侵入を防止でき		
	及び可搬型設備としてディーゼ	て, 緊急時対策所非常用送風機	る設計とする。 ① (⑦c⑧c 重複)		
	ル駆動である電源車(緊急時対策	は,非常用給排気配管を介して緊	差圧計は,緊急時対策所等が正圧		
	所用)を設置することにより、電	急時対策所を含む緊急時対策建	<u>化された状態であることを監視</u>		
	源は多様性を有する設計とする。	屋地下階を正圧化し,放射性物質	<u>できる設計とする。</u> ⑦e		
2 緊急時対策所には、重大事故	⑥f 【76条11】	の侵入を低減できる設計とする。	緊急時対策所非常用送風機及		⑥f 引用元:P10
等に対処するために必要な数の		また,緊急時対策所加圧設備 <u>は,</u>	び緊急時対策所非常用フィルタ		
要員を収容することができる措		プルーム通過時において, 緊急時	装置は、プルーム通過後の緊急時		
置を講じなければならない。⑩	緊急時対策所は,重大事故等が	対策所等を正圧化し, 希ガスを含	対策建屋内を換気できる設計と	設備設計の明確化	同上
	発生した場合においても,重大事	む放射性物質の侵入を防止でき	する。 🗘	(重大事故等の対処に必要な要	
【解釈】	故等に対処するために必要な指	<u>る設計とする。</u> ⑦c®c	主要な設備は,以下のとおりと	因を収容するために遮蔽設計及	
2 第2項に規定する「重大事故	示を行う要員に加え,原子炉格納	緊急時対策所は,酸素濃度及び	する。	び換気設計が必要であるため, そ	
等に対処するために必要な数の	容器の破損等による発電所外へ	二酸化炭素濃度が活動に支障が	・緊急時対策所遮蔽	の設計方針について明確化して	
要員」とは、第1項第1号に規定	の放射性物質の拡散を抑制する	ない範囲にあることを把握でき	緊急時対策所非常用送風機	いる。)	
する「重大事故等に対処するため	ための対策に対処するために必	るよう酸素濃度計及び二酸化炭	・緊急時対策所加圧設備(空気ボ		
に必要な指示を行う要員」に加	要な数の要員を含め, 重大事故等	素濃度計を保管する設計とする	ンベ)		
え、少なくとも原子炉格納容器の	に対処するために必要な数の要	とともに室内への希ガス等の放	・緊急時対策所非常用フィルタ		
破損等による工場等外への放射	員を収容することができるとと	射性物質の侵入を低減又は防止	装置		
性物質の拡散を抑制するための	もに,重大事故等に対処するため	するための確実な判断ができる	・差圧計		
対策に対処するために必要な数	に必要な指示を行う要員がとど	よう放射線量を監視,測定するた	♦		
の要員を含むものとする。⑩	まることができるよう, 適切な遮	め,さらに緊急時対策所加圧設備	本系統の流路として, 緊急時対		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	との対比表した。 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
·	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	蔽設計及び換気設計を行い緊急 は対策での見ながますが思いる。	による加圧判断のために使用する場合は対象をは対象を表現し	策所非常用給排気配管·弁,緊急		
	時対策所の居住性を確保する。	る緊急時対策所可搬型エリアモ	時対策所加圧設備(配管・弁)を		0.718
	⑦⑩ 【76条 12】	ニタ及び可搬型モニタリングポ	重大事故等対処設備として使用		⑩引用元: P7
		ストを保管する設計とする。①c	する。③		
		緊急時対策所には,重大事故等			
	重大事故等が発生した場合に	が発生した場合においても当該	b.酸素濃度及び二酸化炭素濃度	設備記載の適正化	放射線管理施設
	おいても,当該事故等に対処する	事故等に対処するために必要な	の測定設備	(設備名称を工認名称とした。)	2.1 中央制御室及び緊急時対
	ために必要な指示を行う要員が	指示ができるよう,重大事故等に	緊急時対策所は,酸素濃度及び		所の居住性を確保するための
	とどまることができるよう, 緊急	対処するために必要な情報を把	二酸化炭素濃度が活動に支障が		護措置
	時対策所の居住性を確保するた	握できる設備として,安全パラメ	ない範囲にあることを把握でき		
	めの設備として, 緊急時対策所遮	<u>ータ表示システム(SPDS)を</u>	るよう酸素濃度計及び二酸化炭		
	蔽,2次しゃへい壁,補助しゃへ	設置する。	素濃度計を保管する設計とする。		
	い, 緊急時対策所換気空調系, 緊	安全パラメータ表示システム	◆(①c 重複)		
	急時対策所加圧空気供給系,酸素	(SPDS) は, 重大事故等に対	主要な設備は,以下のとおりと		
	濃度計 (緊急時対策所用), 二酸	処するために必要な情報を <u>中央</u>	する。		
	化炭素濃度計(緊急時対策所用),	制御室内の運転員を介さずに緊	•酸素濃度計		
	緊急時対策所可搬型エリアモニ	急時対策所において把握できる	・二酸化炭素濃度計		
	タ及び可搬型モニタリングポス	<u>設計とする。</u> ②	3		
	トを設ける設計とする。	緊急時対策所には,重大事故等	c. 放射線量の測定設備		
	⑦a 【76 条 13】	が発生した場合においても発電	<u>緊急時対策所</u> には,室 <u>内への希</u>		⑦a 引用元:P7
		所内外の通信連絡をする必要の	ガス等の放射性物質の侵入を低		
		ある場所と通信連絡を行うため	減又は防止するための確実な判		
		の設備として、無線連絡設備、衛	断ができるよう放射線量を監視,		
	重大事故等が発生した場合に	星電話設備及び統合原子力防災	測定するため、さらに緊急時対策	設備設計の明確化	緊急時対策所
	おける緊急時対策所の居住性に	ネットワークを用いた通信連絡	所加圧設備による加圧判断のた	(緊急時対策所の居住性評価に	1.1.2 設計方針
	ついては、想定する放射性物質の	設備を設置又は保管する。③a	めに使用する緊急時対策所可搬	ついて、被ばく評価手法を明記し	21212
	放出量等を東京電力株式会社福	緊急時対策所は,全交流動力電	型エリアモニタ及び可搬型モニ	た。また、東京電力ホールディン	
	島第一原子力発電所事故と同等	源が喪失した場合に、代替電源設	タリングポストを保管する設計	グス株式会社の社名を適正化し	
	とし、かつ緊急時対策所内でのマ	備からの給電が可能な設計とす	とする。 8 f	た。)	
	スクの着用、交替要員体制、安定	<u>る。</u> ⑥a	主要な設備は、以下のとおりと	7-07	
	よう素剤の服用及び仮設設備を	常設の代替電源設備は,常設代	する。		
	考慮しない条件においても、「原	替交流電源設備であるガスター	・緊急時対策所可搬型エリアモ		
	子力発電所中央制御室の居住性	ビン発電機2台で緊急時対策所	ニタ		
	に係る被ばく評価手法について	を含む重大事故等発生時に想定			
	(内規)」の手法を参考とした被	される負荷へ給電するために必	(8.1 放射線管理設備)		
	ばく評価において、緊急時対策所	要な容量を有する設計とする。⑥	③		
	にとどまる要員の実効線量が事	b ガスタービン発電機の燃料は	*		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後) 故後7日間で100mSvを超えない	本文 ガスタービン発電設備軽油タン	添付書類八 (2) 重大事故等に対処するため	及び基本設計方針との対比	
	設計とする。	ク,軽油タンク及びタンクローリ	に必要な指示及び通信連絡に関		
	®a 【76条14】	を有しており,軽油タンクからタ	わる設備		
	(10 未 14)	ンクローリにより燃料をガスタ	a.必要な情報を把握できる設備		(Ja 71/11)L . 10
		ービン発電設備軽油タンクに補	緊急時対策所には,重大事故等		
	緊急時対策所遮蔽,2次しゃへ	給するが、プルーム通過中には給	が発生した場合においても当該	設備記載の適正化	放射線管理施設
	い壁及び補助しゃへいは,重大事	油を必要とせずに必要負荷に対	事故等に対処するために必要な	(設備名称を工認名称とした。)	2.1 中央制御室及び緊急時対策
	故等が発生した場合において、緊	して7日間(168時間)以上連続	指示ができるよう, 重大事故等に	(灰畑石がと工配石がとした。)	所の居住性を確保するための防
	急時対策所の気密性、緊急時対策	給電が可能な設計とする。 ⑥c	対処するために必要な情報を把		護措置
	所換気空調系及び緊急時対策所	可搬の代替電源設備は、緊急時	握できる設備として,安全パラメ		2.3 生体遮蔽装置
	加圧空気供給系の機能とあいま	対策所用代替交流電源設備であ	ータ表示システム (SPDS) を		2.0 工件應款表色
	って,緊急時対策所にとどまる要	る電源車 (緊急時対策所用) 1台	設置する。		
	員の実効線量が7日間で100mSv	で緊急時対策所に電源供給する	安全パラメータ表示システム(S		
	を超えない設計とする。	ために必要な容量を有する設計	PDS)は、重大事故等に対処す		
	7b8b 【76条 15】	とする。 ⑥d 電源車 (緊急時対策	るために必要な情報を中央制御		⑦b®b 引用元: P8
	₩ 107	所用) 使用時には電源車 (緊急時	室内の運転員を介さずに緊急時		(
		対策所用) 1 台が必要負荷に対し	対策所において把握できる設計		
	緊急時対策所換気空調系であ	て7日間(168時間)以上連続運	とする。	同趣旨の記載であるが、表現の違	放射線管理施設
	る緊急時対策所非常用送風機は,	転が可能な容量を有する緊急時	① (②重複)	いによる差異あり	2.1 中央制御室及び緊急時対策
	非常用給排気配管を介して緊急	対策所軽油タンクへ接続するた	主要な設備は、以下のとおりと	(による圧突の)	所の居住性を確保するための防
	時対策所を含む緊急時対策建屋	め、プルーム通過時において、燃	する。		護措置
	地下階を正圧化し,放射性物質の	料を補給せずに運転できる設計	- ・安全パラメータ表示システム		
	侵入を低減できる設計とする。ま	とする。	(SPDS) (10.12 通信連絡設		
	た, 緊急時対策所加圧空気供給系	6e	備)		
	は、放射性雲通過時において、緊	ガスタービン発電機及び電源	3		
	急時対策所等を正圧化し、希ガス	車(緊急時対策所用)により緊急	b. 通信連絡設備		
	を含む放射性物質の侵入を防止	時対策所の電源は多様性を有す	緊急時対策所には,重大事故等		
	できる設計とする。	る設計とする。 ⑥ f	が発生した場合においても発電		
	⑦c ⊗c 【76条 16】	緊急時対策所の遮蔽について	所内外の通信連絡をする必要の		⑦c⑧c 引用元: P8
		は,「チ(1)(v)遮蔽設備」にて記	ある場所と通信連絡を行うため		
		載する。	の設備として, 無線連絡設備, 衛		
	緊急時対策所換気空調系とし	緊急時対策所の換気設備につ	星電話設備及び統合原子力防災	設備記載の適正化	放射線管理施設
	て, 緊急時対策所非常用送風機,	いては,「チ(1)(vi) 換気空調設	ネットワークを用いた通信連絡	(設備名称を工認名称とした。)	2.2.2 緊急時対策所換気空調系
	緊急時対策所非常用フィルタ装	備」にて記載する。	設備を設置及び保管する。 ①(③		
	置を設ける設計とする。また,緊	緊急時対策所可搬型エリアモ	a 重複)		
	急時対策所等の加圧のために,緊	ニタについては,「チ(1)(iii)放射	主要な設備は、以下のとおりと		
	急時対策所加圧空気供給系とし	線監視設備」にて記載する。	する。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

亜半車位とのおかま

	要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	て,緊急時対策所加圧設備(空気	可搬型モニタリングポストに	·衛星電話設備 (10.12 通信連絡				
	ボンベ)及び差圧計 (緊急時対策	ついては,「チ(2) 屋外管理用の	設備)				
	所用)を設ける設計とする。	主要な設備の種類」にて記載す	・無線連絡設備 (10.12 通信連絡				
	⑦d®d 【76条 17】	る。	設備)		⑦d⑧d 引用元:P8		
		安全パラメータ表示システム	・統合原子力防災ネットワーク				
	緊急時対策所換気空調系及び	(SPDS),衛星電話設備,無	を用いた通信連絡設備(10.12 通	設備設計の明確化	放射線管理施設		
	緊急時対策所加圧空気供給系の	線連絡設備及び統合原子力防災	信連絡設備)	(換気空調系に対して考慮する	2.2.2 緊急時対策所換気空調系		
	設計にあたっては,緊急時対策所	ネットワークを用いた通信連絡	③	外部ハザード等について, 考慮す			
	の建物の気密性に対して十分な	設備については, 「ヌ(3)(vii)通信	(3) 代替電源設備からの給電	べきものを明確化した。)			
	余裕を考慮した設計とする。ま	連絡設備」にて記載する。	緊急時対策所は,全交流動力電				
	た,緊急時対策所外の火災により	ガスタービン発電機について	源が喪失した場合に,代替電源設				
	発生する燃焼ガス又はばい煙,有	は,「ヌ(2)(iv)代替電源設備」に	備からの給電が可能な設計とす				
	毒ガス及び降下火砕物に対する	て記載する。	る。��(⑥a 重複)				
	換気設備の隔離及びその他の適	4	常設の代替電源設備は,常設代				
	切に防護するための設備を設け	送受話器(ページング)(警報	替交流電源設備であるガスター				
	る設計とする。	装置を含む。)	ビン発電機2台で緊急時対策所				
	⑪ 【76条18】	(「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」	を含む重大事故等発生時に想定		⑪引用元: P3		
		と兼用)	される負荷へ給電するために必				
		一式	要な容量を有する設計とする。				
	差圧計(緊急時対策所用)(個	局線加入電話設備	◆(⑥b 重複)	設備設計の明確化	放射線管理施設		
	数 1, 計測範囲 -100~500Pa) は,	(「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」	ガスタービン発電機の燃料は	(機器名称を工認名称とし, 差圧	2.1 中央制御室及び緊急時対策		
	緊急時対策所等が正圧化された	と兼用)	ガスタービン発電設備軽油タン	計の具体的な仕様について明確	所の居住性を確保するための防		
	状態であることを監視できる設	一式	ク,軽油タンク及びタンクローリ	化した。)	護措置		
	計とする。	電力保安通信用電話設備	を有しており,軽油タンクからタ		⑦e 引用元:P8		
	⑦e⑦f 【76条 19】	(「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」	ンクローリにより燃料をガスタ		⑦f 引用元: P12		
		と兼用)	ービン発電設備軽油タンクに補				
		一式	給するが、プルーム通過中には給				
		社内テレビ会議システム	油を必要とせずに必要負荷に対				
	緊急時対策所加圧設備(空気ボ	(「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」	して7日間(168 時間)以上連続	同趣旨の記載であるが,表現の違	放射線管理施設		
	ンベ)は、 <mark>放射性雲通過時におい</mark>	と兼用)	給電が可能な設計とする。 ◆(⑥	いによる差異あり	2.2.2 緊急時対策所換気空調系		
	て、緊急時対策所等を正圧化し、	一式	c 重複)				
	緊急時対策所等内へ希ガスを含	専用電話設備	可搬の代替電源設備は, 緊急時				
	む放射性物質の侵入を防止する	(「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」	対策所用代替交流電源設備であ				
	とともに,酸素濃度及び二酸化炭	と兼用)	る電源車 (緊急時対策所用) 1 台				
	素濃度を活動に支障がない範囲	一式	で緊急時対策所に電源供給する				
	に維持するために必要な容量を	3	ために必要な容量を有する設計				
	設置及び保管する設計とする。	[常設重大事故等対処設備]	とする。��(⑥d 重複)				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	20対比衣 世界 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	⑦g⑧e 【76 条 20】	緊急時対策所遮蔽	電源車 (緊急時対策所用) 使用	24-21,200	⑦g⑧e 引用元:P18
		(「チ(1)(v)遮蔽設備」と兼用)	時には電源車(緊急時対策所用)		
	緊急時対策所の緊急時対策所	一式	1台が必要負荷に対して7日間	設備設計の明確化	放射線管理施設
	換気空調系及び緊急時対策所加	緊急時対策所非常用送風機	(168 時間) 以上連続運転が可能	(緊急時対策所換気空調系,緊急	2.2.2 緊急時対策所換気空調系
	圧空気供給系は, 基準地震動 S s	(「チ(1)(vi) 換気空調設備」と	な容量を有する緊急時対策所軽	時対策所加圧空気供給系の耐震	
	による地震力に対し、機能を喪失	兼用)	油タンクへ接続するため,プルー	性及び居住性確保の能力につい	
	しないようにするとともに, 緊急	台 数 1 (予備1)	ム通過時において,燃料を補給せ	て明記した。)	
	時対策所の気密性とあいまって	容 量 約1,000m ³ /h	ずに運転できる設計とする。 🗘		
	緊急時対策所の居住性に係る判	緊急時対策所非常用フィルタ装	(⑥e 重複)		
	断基準を満足する設計とする。	置	ガスタービン発電機及び電源		
	4078 【76条21】	(「チ(1)(vi) 換気空調設備」と	車(緊急時対策所用)により緊急		
		兼用)	時対策所の電源は多様性を有す		
	緊急時対策所には,酸素濃度及	基 数 1 (予備1)	る設計とする。 �� (⑥f 重複)	設備記載の適正化	緊急時対策所
	び二酸化炭素濃度が活動に支障	容 量 約1,000m³/h)	主要な設備は, 以下のとおりと	(機器名称を工認名称とした。)	1.1.2 設計方針
	がない範囲にあることを把握で		する。		
	きるよう酸素濃度計(緊急時対策	差圧計	・ガスタービン発電機(10.2 代		
	所用)(個数1(予備1))及び二	 (「チ(1)(vi) 換気空調設備」と	替電源設備)		
	酸化炭素濃度計(緊急時対策所	兼用)	・ガスタービン発電設備軽油タ		
	用)(個数1(予備1))を保管す	<u>個数1</u> 7f	ンク (10.2 代替電源設備)		
	る設計とするとともに,室内への	ガスタービン発電機	・タンクローリ(10.2 代替電源		
	希ガス等の放射性物質の侵入を	(「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼	設備)		
	低減又は防止するための確実な	用)	・軽油タンク(10.2 代替電源設		
	判断ができるよう放射線量を監	台 数 2	備)		
	視,測定するため,さらに緊急時	容 量 約 4,500kVA	・ガスタービン発電設備燃料移		
	対策所加圧空気供給系による加	(1台当たり)	送ポンプ(10.2 代替電源設備)		
	圧判断のために使用する緊急時	ガスタービン発電設備軽油タン	・ガスタービン発電機接続盤		
	対策所可搬型エリアモニタ及び	ク	(10.2 代替電源設備)		
	可搬型モニタリングポストを保	(「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼	・緊急用高圧母線2F系(10.2 代		
	管する設計とする。	用)	替電源設備)		①c 引用元: P9
	①c①d 【76 条 22】	基 数 3	・電源車 (緊急時対策所用)		①d 引用元:P14
		容 量 約 110kL(1	・緊急時対策所軽油タンク		
	緊急時対策所に設ける緊急時	基当たり)	• 緊急時対策所用高圧母線 J 系	設備設計の明確化	放射線管理施設
	対策所可搬型エリアモニタ及び	ガスタービン発電設備燃料移送	③	(対象区域を明記, 計測結果の記	1.1.2 エリアモニタリング設備
	可搬型モニタリングポストは,重	ポンプ	ガスタービン発電機, ガスター	録及び保存の方針について明確	1.1.4 移動式周辺モニタリング
	大事故等時に緊急時対策所内へ	(「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼	ビン発電設備軽油タンク,タンク	化。)	設備
	の希ガス等の放射性物質の侵入	用)	ローリ、軽油タンク、ガスタービ		
	を低減又は防止するための確実	台 数 2	ン発電設備燃料移送ポンプ, ガス		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	な判断ができるよう放射線量を	容 量 約3 m³/h (1	タービン発電機接続盤及び緊急		
	監視, 測定し, 計測結果を記録及	台当たり)	用高圧母線 2F 系については,		
	び保存できる設計とする。	軽油タンク	「10.2 代替電源設備」に記載す		
	8 f 【76条23】	(「ヌ(2) (ii) 非常用ディーゼ	る。		8f 引用元: P9
		ル発電機」及び「ヌ(2 (iv)代替	安全パラメータ表示システム		
		電源設備」と兼用)	(SPDS),衛星電話設備,無		
		基 数 6(1系列に	線連絡設備及び統合原子力防災		
	緊急時対策所には, 重大事故等	つき3基)	ネットワークを用いた通信連絡	設備設計の明確化	計測制御系統施設
	が発生した場合においても当該	1 (1系列に	設備については,「10.12 通信連	(緊急時対策所において必要な	4.1 通信連絡設備(発電所内)
	事故等に対処するために必要な	つき1基)	絡設備」に記載する。	情報を把握するための設備に対	緊急時対策所
	指示ができるよう, 重大事故等に	容 量 約 110kL (1		する要求事項を明確化した。)	1.1.2 設計方針
	対処するために必要な情報を,中	基当たり)			
	央制御室内の運転員を介さずに	約 170kL	10.9.2.2.1 多様性,多重性,独		
	正確,かつ速やかに緊急時対策所	ガスタービン発電機接続盤	立性及び位置的分散		
	において把握できるよう,安全パ	(「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」と	基本方針については,「1.1.7.1		
	ラメータ表示システム (SPDS) を	兼用)	多様性, 位置的分散, 悪影響防止		
	設置する設計とする。	個 数 2	等」に示す。		
	② 【76条24】	緊急用高圧母線 2F 系	緊急時対策所は,中央制御室か		②引用元: P9
		(「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」と	ら独立した緊急時対策建屋と一		
		兼用)	体の遮蔽及び換気空調設備とし		
	緊急時対策所には,重大事故等	個 数 2	て,緊急時対策所非常用送風機,	同趣旨の記載であるが,表現の違	緊急時対策所
	が発生した場合においても発電	緊急時対策所軽油タンク	緊急時対策所非常用フィルタ装	いによる差異あり	1.1.2 設計方針
	所の内外の通信連絡をする必要	基 数 2 (予備1)	置, 緊急時対策所加圧設備(空気		
	のある場所と通信連絡できる設	容 量 約10kL(1基	ボンベ), 差圧計, 酸素濃度計,		
	計とする。	当たり)	二酸化炭素濃度計及び緊急時対		
	③a 【76 条 25】	緊急時対策所用高圧母線J系	策所可搬型エリアモニタを有し,		③a 引用元:P9
		個 数 2	換気空調設備の電源を常設代替		
		安全パラメータ表示システム(S	交流電源設備又は緊急時対策所		
		PDS)	用代替交流電源設備から給電で		
		(「へ 計測制御系統施設の構造	きる設計とする。これらは中央制		
		及び設備」及び「ヌ(3)(vii)通信	御室に対して独立性を有した設		
		連絡設備」と兼用)	備により居住性を確保できる設		
		一式	計とする。		
		無線連絡設備 (固定型)	緊急時対策所, 緊急時対策所遮		
	緊急時対策所は,重大事故等が	(「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼	蔽, 緊急時対策所非常用送風機,	同趣旨の記載であるが, 表現の違	放射線管理施設
	発生し,緊急時対策所の外側が放	用)	緊急時対策所非常用フィルタ装	いによる差異あり	2.1 中央制御室及び緊急時対策
	射性物質により汚染したような	一式	置, 緊急時対策所加圧設備(空気		所の居住性を確保するための防

様式-7

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	状況下において,対策要員が緊急	統合原子力防災ネットワークを	ボンベ), 差圧計, 酸素濃度計,		護措置			
	時対策所内に放射性物質による	用いた通信連絡設備(テレビ会議	二酸化炭素濃度計及び緊急時対		緊急時対策所			
	汚染を持込むことを防止するた	システム, I P電話及び I P-F	策所可搬型エリアモニタは,中央		1.1.2 設計方針			
	め、身体サーベイ及び作業服の着	AX)	制御室とは離れた緊急時対策建					
	替え等を行うための区画を設置	(「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼	屋に保管又は設置することで、共					
	する設計とする。身体サーベイの	用)	通要因によって同時に機能を損					
	結果,対策要員の汚染が確認され	一式	なわないよう位置的分散を図る					
	た場合は,対策要員の除染を行う	衛星電話設備(固定型)	設計とする。					
	ことができる区画を、身体サーベ	(「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼	緊急時対策所非常用送風機及					
	イを行う区画に隣接して設置す	用)	び緊急時対策所非常用フィルタ					
	ることができるよう考慮する。	一式	装置は、1台で緊急時対策建屋内					
	9 【76条26】	3	を換気するために必要なファン		⑨引用元:P7			
		「可搬型重大事故等対処設備〕	容量及びフィルタ容量を有する					
	緊急時対策支援システム	無線連絡設備(携帯型)	ものを合計2台設置することで、	同趣旨の記載であるが、表現の違	計測制御系統施設			
	(ERSS)へ必要なデータを伝送で	(「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と	多重性を有する設計とする。	いによる差異あり	4.2 通信連絡設備(発電所外)			
	きる SPDS 伝送装置で構成するデ	兼用)	緊急時対策所の電源設備は,原		緊急時対策所			
	ータ伝送設備については,重大事	一式	子炉建屋内に設置する非常用交		1.1.2 設計方針			
	故等が発生した場合においても	衛星電話設備(携帯型)	流電源設備とは100m以上離れた					
	必要なデータを伝送できる設計	(「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と	緊急用電気品建屋に常設代替交					
	とする。	兼用)	流電源設備としてガスタービン					
	③b 【76条27】	一式	発電機を設置し、また、原子炉建		③b 引用元: P21			
		緊急時対策所加圧設備(空気ボン	屋内に設置する非常用交流電源					
		ベ)	設備とは100m以上離れた緊急時					
		(「チ(1)(vi) 換気空調設備」と	対策建屋の屋外に緊急時対策所					
		兼用)	用代替交流電源設備として電源					
		本 数 415 (予備	車(緊急時対策所用)を保管する。					
		125)	さらに, カスタービン発電機と電					
		容 量 約47L(1本	源車(緊急時対策所用)は100m 以					
		当たり)	上の離隔を有することで共通要					
		3	因によって同時に機能を損なわ					
		酸素濃度計	ないよう,位置的分散を図る設計					
		<u>個数</u> 1(予備1)	とする。					
		二酸化炭素濃度計	緊急時対策所の電源設備は,中					
		個数1(予備1)	央制御室の電源である非常用交					
		①d	流電源設備と共通要因によって					
		酸素濃度計及び二酸化炭素濃	同時に機能を損なわないよう,非					
		度計は,設計基準事故時及び重大	常用ディーゼル発電機の水冷式					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
仅州 基 平 况 则 • 胜 代	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	7佣石
		事故等時ともに使用する。	に対し, ガスタービン発電機及び		
		3	電源車 (緊急時対策所用) の冷却		
		緊急時対策所可搬型エリアモニ	方式を空冷式とし, サポート系を		
		タ	不要とする設計とする。また, 駆		
		(「チ(1)(iii)放射線監視設備」と	動方式を非常用ディーゼル発電		
		兼用)	機及び電源車(緊急時対策所用)		
		台 数 1 (予備1)	のディーゼル駆動に対し, ガスタ		
		可搬型モニタリングポスト	ービン発電機をガスタービン駆		
		(「チ(2) 屋外管理用の主要な設	動とすることで, 代替電源設備を		
		備の種類」) と兼用)	含めて多様性を有する設計とす		
		台 数 9 (予備2)	る。		
		電源車 (緊急時対策所用)	電源車(緊急時対策所用)は、		
		台 数 1 (予備 1 **)	1台で緊急時対策所に電源供給		
		容 量 約 400kVA	するために必要な容量を有する		
		※ 電源車(緊急時対策所用)の	設計とする。		
		予備1台を電源車の予備と兼用	4		
		する。			
		タンクローリ	10.9.2.2.2 悪影響防止		
		(「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼	基本方針については,「1.1.7.1		
		用)	多様性, 位置的分散, 悪影響防止		
		台 数 2 (予備1)	等」に示す。		
		容 量 約 4.0kL (1	緊急時対策所の遮蔽は,緊急時対		
		台当たり)	策建屋と一体のコンクリート構		
		3	造物とし,倒壊等により他の設備		
			に悪影響を及ぼさない設計とす		
		(vii)通信連絡設備	る。		
		通信連絡設備は, 警報装置, 通	緊急時対策所の緊急時対策所		
		信連絡設備 (発電所内), 安全パ	非常用送風機,緊急時対策所非常		
		ラメータ表示システム (SPD	用フィルタ装置及び緊急時対策		
		S),通信連絡設備(発電所外)	所加圧設備 (空気ボンベ) は,通		
		及びデータ伝送設備から構成さ	常時に接続先の系統と分離され		
		れる。	た状態であること及び重大事故		
		発電用原子炉施設には,設計基	等時は重大事故等対処設備とし		
		準事故が発生した場合において,	て系統構成ができることで, 他の		
		中央制御室等から人が立ち入る	設備に悪影響を及ぼさない設計		
		可能性のある原子炉建屋, タービ	とする。		
		ン建屋等の建屋内外各所の者へ	緊急時対策所の差圧計,酸素濃度		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		の必要な操作,作業又は退避の指	計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時		
		示等の連絡をブザー鳴動等によ	対策所可搬型エリアモニタは,他		
		り行うことができる装置及び音	の設備から独立して使用するこ		
		声等により行うことができる設	とで,他の設備に悪影響を及ぼさ		
		備として,送受話器(ページング)	ない設計とする。		
		(警報装置を含む。), 電力保安通	また, 緊急時対策所の緊急時対策		
		信用電話設備,移動無線設備,携	所加圧設備(空気ボンベ)は,固		
		行型通話装置,無線連絡設備及び	縛を実施することで他の設備に		
		衛星電話設備の多様性を確保し	悪影響を及ぼさない設計とする。		
		た通信連絡設備 (発電所内) を設	緊急時対策建屋の電源設備で		
		置又は保管する設計とする。ま	ある緊急時対策所用高圧母線J系		
		た, 緊急時対策所へ事故状態等の	は, 通常時はガスタービン発電機		
		把握に必要なデータを伝送でき	からの受電遮断器及び電源車(緊		
		る設備として、安全パラメータ表	急時対策所用) からの受電遮断器		
		示システム(SPDS)を設置す	を切にすることで切り離し, 非常		
		る設計とする。	用交流電源設備へ悪影響を及ぼ		
		警報装置,通信連絡設備(発電	さない設計とする。		
		所内) 及び安全パラメータ表示シ	電源車 (緊急時対策所用) は,		
		ステム(SPDS)については,非	輪留め等を実施することで他の		
		常用所内電源設備又は無停電電	設備に悪影響を及ぼさない設計		
		源装置(充電器等を含む。)に接	とする。		
		続し,外部電源が期待できない場	\$		
		合でも動作可能な設計とする。			
		発電用原子炉施設には,設計基	10.9.2.2.3 容量等		
		準事故が発生した場合において,	基本方針については,「1.1.7.2		
		発電所外の本店,国,地方公共団	容量等」に示す。		
		体, その他関係機関等の必要箇所	緊急時対策所は,想定される重		
		へ事故の発生等に係る連絡を音	大事故等時において,重大事故等		
		声等により行うことができる設	に対処するために必要な指示を		
		備として,電力保安通信用電話設	行う要員に加え,原子炉格納容器		
		備, 社内テレビ会議システム, 局	の破損等による発電所外への放		
		線加入電話設備, 専用電話設備,	射性物質の拡散を抑制するため		
		衛星電話設備及び統合原子力防	に必要な対策を行う要員として,		
		災ネットワークを用いた通信連	緊急時対策所に最大200名を収容		
		絡設備の通信連絡設備(発電所	できる設計とする。また,対策要		
		外)を設置又は保管する設計とす	員等が緊急時対策所に7日間と		
		る。また,発電所内から発電所外	どまり重大事故等に対処するた		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		の緊急時対策支援システム(ER		20 CL 200	
		SS)へ必要なデータを伝送でき	資機材や食料等を配備できる設		
		る設備として,データ伝送設備を	計とする。		
		設置する設計とする。	緊急時対策所の緊急時対策所		
		通信連絡設備 (発電所外) 及び	非常用送風機及び緊急時対策所		
		データ伝送設備については,有線	非常用フィルタ装置は,対策要員		
		系回線,無線系回線又は衛星系回	の放射線被ばくを低減及び防止		
		線による通信方式の多様性を確	するとともに, 緊急時対策所内の		
		保した専用通信回線に接続し,輻	酸素濃度及び二酸化炭素濃度を		
		輳 等による制限を受けることな	活動に支障がない範囲に維持す		
		く常時使用できる設計とする。	るために必要な換気容量を有す		
		通信連絡設備 (発電所外) 及び	る設計とし,緊急時対策所非常用		
		データ伝送設備については,非常	送風機1台及び緊急時対策所非		
		用所内電源設備又は無停電電源	常用フィルタ装置1基で1セッ		
		装置(充電器等を含む。)に接続	ト使用する。保有数は,多重性確		
		し,外部電源が期待できない場合	保のための1セットを加えた合		
		でも動作可能な設計とする。	計2セットを設置する設計とす		
		5	る。		
		重大事故等が発生した場合に	緊急時対策所非常用フィルタ		
		おいて,発電所の内外の通信連絡	装置は,身体サーベイ及び作業服		
		をする必要のある場所と通信連	の着替え等を行うための区画を		
		絡を行うために必要な通信連絡	含め緊急時対策建屋内に対して		
		設備を設置又は保管する。	放射線による悪影響を及ぼさな		
		重大事故等が発生した場合に	いよう,十分な放射性物質の除去		
		おいて,発電所内の通信連絡をす	効率及び吸着能力を有する設計		
		る必要のある場所と通信連絡を	とする。		
		行うための通信連絡設備(発電所	6		
		内), 緊急時対策所へ重大事故等	緊急時対策所加圧設備(空気ボ		
		に対処するために必要なデータ	<u>ンベ) は,</u> 重大事故等時において		
		を伝送できる安全パラメータ表	緊急時対策所の居住性を確保す		
		示システム (SPDS) 及び計測	るため, 緊急時対策所等を正圧化		
		等を行った特に重要なパラメー	し, 緊急時対策所等内へ希ガスを		
		タを発電所内の必要な場所で共	含む放射性物質の侵入を防止す		
		有するための通信連絡設備(発電	るとともに,酸素濃度及び二酸化		
		所内)を設ける。	炭素濃度を活動に支障がない範		
		重大事故等が発生した場合に	囲に維持するために必要な容量		
		おいて,発電所内の通信連絡をす	に加え,故障時及び保守点検によ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
		る必要のある場所と通信連絡を	る待機除外時のバックアップを		
		行うための通信連絡設備(発電所	考慮し、十分な容量を保管する。		
		内)として、衛星電話設備、無線	7g8e		
		連絡設備及び携行型通話装置を	酸素濃度計及び二酸化炭素濃		
		設置又は保管する設計とする。	度計は、緊急時対策所の酸素濃度		
		緊急時対策所へ重大事故等に	及び二酸化炭素濃度が活動に支		
		対処するために必要なデータを	障がない範囲内であることの測		
		伝送するための設備として,デー	定が可能なものを,それぞれ1個		
		夕収集装置, S P D S 伝送装置及	使用する。保有数は、1個に加え、		
		びSPDS表示装置で構成する	故障時及び保守点検時による待		
		安全パラメータ表示システム(S	機除外時のバックアップ用とし		
		PDS)を設置する設計とする。	て1個のそれぞれ合計2個を保		
		衛星電話設備のうち衛星電話	管する。		
		設備 (携帯型) は, 緊急時対策所	差圧計は,緊急時対策所等の正圧		
		内に保管する設計とする。	化された室内と周辺エリアとの		
		無線連絡設備のうち無線連絡	差圧範囲を監視できるものを, 1		
		設備(携帯型)は,中央制御室及	台使用する。保有数は1台を設置		
		び緊急時対策所内に保管する設	する。		
		計とする。	緊急時対策所可搬型エリアモ		
		携行型通話装置は,中央制御室	ニタは, 重大事故等時において,		
		内に保管する設計とする。	緊急時対策所内の放射線量の監		
		安全パラメータ表示システム	視に必要な測定範囲を有するも		
		(SPDS)のうちデータ収集装	のを1台使用する。保有数は、緊		
		置は、制御建屋内に設置し、SP	急時対策所の1台に加え,故障時		
		DS伝送装置及びSPDS表示	及び保守点検による待機除外時		
		装置は,緊急時対策所内に設置す	のバックアップ用として1台の		
		る設計とする。	合計2台を保管する。		
		衛星電話設備のうち衛星電話	ガスタービン発電機は2台で		
		設備(固定型)及び無線連絡設備	緊急時対策所を含む重大事故等		
		のうち無線連絡設備(固定型)は,	時に想定される負荷へ給電する		
		中央制御室及び緊急時対策所内	ために必要な容量を有する設計		
		に設置し、屋外に設置したアンテ	とする。		
		ナと接続することにより,屋内で	また,電源車(緊急時対策所用)		
		使用できる設計とする。また、衛	は1台で緊急時対策所に給電す		
		星電話設備及び無線連絡設備の	るために必要な容量を有する設		
		うち中央制御室内に設置する衛	計とする。保有数は、必要台数1		
		星電話設備(固定型)及び無線連	台に加え、故障時及び保守点検に		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
		絡設備(固定型)は,中央制御室	よる待機除外時のバックアップ			
		待避所においても使用できる設	用として1台の合計2台を保管			
		計とする。	する。			
		衛星電話設備及び無線連絡設	なお, バックアップ用の1台			
		備のうち中央制御室内に設置す	は、可搬型代替交流電源設備であ			
		る衛星電話設備(固定型)及び無	る電源車のバックアップ用1台			
		線連絡設備(固定型)は、非常用	と兼用する。			
		交流電源設備に加えて,全交流動	6			
		力電源が喪失した場合において				
		も,代替電源設備である常設代替	10.9.2.2.4 環境条件等			
		交流電源設備又は可搬型代替交	基本方針については,「1.1.7.3			
		流電源設備からの給電が可能な	環境条件等」に示す。			
		設計とする。	緊急時対策所の遮蔽は緊急時			
		衛星電話設備及び無線連絡設	対策建屋と一体設置した設備で			
		備のうち緊急時対策所内に設置	あり,重大事故等時の環境条件を			
		する衛星電話設備 (固定型) 及び	考慮した設計とする。			
		無線連絡設備(固定型)は,非常	緊急時対策所, 緊急時対策所非			
		用交流電源設備に加えて,全交流	常用送風機,緊急時対策所非常用			
		動力電源が喪失した場合におい	フィルタ装置,緊急時対策所加圧			
		ても,代替電源設備である常設代	設備(空気ボンベ),差圧計,酸			
		替交流電源設備又は緊急時対策	素濃度計,二酸化炭素濃度計及び			
		所用代替交流電源設備からの給	緊急時対策所可搬型エリアモニ			
		電が可能な設計とする。	タ並びに緊急時対策所軽油タン			
		衛星電話設備のうち衛星電話	ク, 緊急時対策所用高圧母線 J 系			
		設備 (携帯型), 無線連絡設備の	は,緊急時対策建屋内に設置又は			
		うち無線連絡設備 (携帯型) 及び	保管し,想定される重大事故等に			
		携行型通話装置は, 充電式電池又	おける環境条件を考慮した設計			
		は乾電池を使用する設計とする。	とする。緊急時対策所非常用送風			
		充電式電池を用いるものにつ	機,緊急時対策所加圧設備(空気			
		いては、ほかの端末又は予備の充	ボンベ), 差圧計, 酸素濃度計,			
		電式電池と交換することにより	二酸化炭素濃度計,緊急時対策所			
		7日間以上継続して通話を可能	可搬型エリアモニタ及び緊急時			
		とし,使用後の充電式電池は,中	対策所用高圧母線 J 系の操作は,			
		央制御室又は緊急時対策所の電	緊急時対策所内で可能な設計と			
		源から充電することができる設	する。			
		計とする。また、乾電池を用いる	電源車(緊急時対策所用)は,			
		ものについては、予備の乾電池と	屋外に保管及び設置し, 想定され			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	さの対比表 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉州	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	7用/与
		交換することにより、7日間以上	る重大事故等時における環境条		
		継続して通話ができる設計とす	件を考慮した設計とする。操作		
		る。	は, 設置場所で操作可能な設計と		
		安全パラメータ表示システム	する。		
		(SPDS)のうちデータ収集装	❖		
		置は,非常用交流電源設備に加え			
		て,全交流動力電源が喪失した場	10.9.2.2.5 操作性の確保		
		合においても、代替電源設備であ	基本方針については,「1.1.7.4		
		る常設代替交流電源設備又は可	操作性及び試験・検査性」に示す。		
		搬型代替交流電源設備からの給	緊急時対策所の緊急時対策所		
		電が可能な設計とする。	非常用送風機,緊急時対策所非常		
		安全パラメータ表示システム	用フィルタ装置, 緊急時対策所加		
		(SPDS)のうちSPDS伝送	圧設備 (空気ボンベ) 及び差圧計		
		装置及びSPDS表示装置は,非	は、設計基準対象施設と兼用せ		
		常用交流電源設備に加えて,全交	ず,他の系統と切り替えることな		
		流動力電源が喪失した場合にお	く使用できる設計とする。		
		いても,代替電源設備である常設	緊急時対策所非常用送風機及		
		代替交流電源設備又は緊急時対	び緊急時対策所加圧設備(空気ボ		
		策所用代替交流電源設備からの	ンベ) は、緊急時対策所に設置す		
		給電が可能な設計とする。	る操作盤において,パネル操作に		
		重大事故等が発生した場合に	よる遠隔操作が可能な設計とす		
		計測等を行った特に重要なパラ	る。		
		メータを発電所内の必要な場所	差圧計は常設設備とすること		
		で共有する通信連絡設備(発電所	で接続作業を不要とし, 指示を監		
		内) は, 通信連絡設備(発電所内)	視できる設計とする。		
		と同じである。	酸素濃度計及び二酸化炭素濃		
		重大事故等に対処するための	度計は、想定される重大事故等時		
		データ伝送の機能に係る設備及	において, 設計基準対処施設とし		
		び緊急時対策所の通信連絡機能	て使用する場合と同じ系統構成		
		に係る設備としての安全パラメ	で重大事故等対処設備として使		
		ータ表示システム (SPDS),	用する設計とする。酸素濃度計及		
		無線連絡設備, 携行型通話装置及	び二酸化炭素計は,人力により容		
		び衛星電話設備については, 固縛	易に持ち運びが可能な設計とす		
		又は転倒防止処置を講じる等,基	るとともに、付属の操作スイッチ		
		準地震動SSによる地震力に対	により,使用場所で操作が可能な		
		し、機能喪失しない設計とする。	設計とする。		
		重大事故等が発生した場合に	緊急時対策所可搬型エリアモ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表し						
技術基準規則 • 解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	△ 本	おいて、発電所外(社内外)の通		及び室本版計分割との利比		
		信連絡をする必要のある場所と	せず,他の系統と切り替えること			
		通信連絡を行うために必要な通	なく使用できる設計とする。緊急			
		信連絡設備(発電所外)、発電所	時対策所可搬型エリアモニタは、			
		内から発電所外の緊急時対策支	人力により容易に持ち運びが可			
		援システム(ERSS)へ必要な	能な設計とするとともに、設置場			
		データを伝送できるデータ伝送	能な設計とすることもに, 設置物			
		設備及び計測等を行った特に重	る。緊急時対策所可搬型エリアモ			
		要なパラメータを発電所外の必	この ない また は、 は、 付属の 操作スイッチによ			
			,			
		要な場所で共有するための通信	り、設置場所で操作が可能な設計			
		連絡設備(発電所外)を設ける。	とする。			
		重大事故等が発生した場合に	電源車(緊急時対策所用)及び			
		おいて、発電所外(社内外)の通	緊急時対策所軽油タンクは、設計			
		信連絡をする必要のある場所と	基準対象施設と兼用せず,他の系			
		通信連絡を行うための通信連絡	統と切り替えることなく使用で			
		設備(発電所外)として、衛星電	きる設計とする。			
		話設備及び統合原子力防災ネッ	緊急時対策所用高圧母線J系			
		トワークを用いた通信連絡設備	は,緊急時対策建屋SPDS室の			
		を設置又は保管する設計とする。	操作スイッチにより操作が可能			
		衛星電話設備は,通信連絡設備	な設計とする。			
		(発電所内) と同じである。 2	8			
		重大事故等が発生した場合に	10.9.2.3 主要設備及び仕様			
		おいて,発電所内から発電所外の	緊急時対策所の主要機器仕様			
		緊急時対策支援システム(ERS	を第10.9-2 表に示す。③			
		S) へ必要なデータを伝送できる				
		設備として、SPDS伝送装置で	10.9.2.4 試験検査			
		構成するデータ伝送設備を設置	基本方針については,「1.1.7.4			
		する設計とする。③b	操作性及び試験・検査性」に示す。			
) JRH C / J.	緊急時対策所の遮蔽は、発電用			
			原子炉の運転中又は停止中にお			
			いて,外観の確認が可能な設計と			
			する。			
			9 9 0。 緊急時対策所非常用送風機, 緊			
			急時対策所非常用フィルタ装置			
			及び緊急時対策所加圧設備(空気			
			ボンベ)は、発電用原子炉の運転			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

要水事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
			中又は停止中に機能・性能検査及			
			び外観の確認が可能な設計とす			
			る。			
			差圧計,酸素濃度計及び二酸化			
			炭素濃度計は、機能・性能の確認			
			(特性の確認)及び校正が可能な			
			ように、標準器等による模擬入力			
			ができる設計とする。			
			緊急時対策所可搬型エリアモ			
			ニタは、校正用線源による機能・			
			性能の確認(特性の確認)及び校			
			正ができる設計とする。	1		
			·			
			電源車(緊急時対策所用)は、			
			発電用原子炉の運転中又は停止			
			中に機能・性能試験、特性試験、			
			分解検査及び外観検査が可能な			
			設計とする。			
			緊急時対策所軽油タンクは,発			
			電用原子炉の運転中又は停止中			
			に外観検査並びに発電用原子炉			
			の停止中に漏えい試験及び開放			
			検査が可能な設計とする。			
			緊急時対策所用高圧母線J系			
			は,発電用原子炉の停止中に特性			
			試験及び外観検査が可能な設計			
			とする。			
			9			
				1		
			第10.9-2表 緊急時対策所(重大	1		
			事故等時)の主要機器仕様	1		
			(1) 緊急時対策所	1		
			a. 緊急時対策所遮蔽	1		
			第8.3-2表 遮蔽設備(重大事	1		
			故等時)の主要仕様に記載する。	1		
			b. 緊急時対策所換気空調系	1		
			(a) 緊急時対策所非常用送風機	1		
			第8.2-2表 換気空調設備(重	1		
	<u> </u>	<u> </u>	77000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	•		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表「						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	五年版 1177 年 (区)	712	大事故等時)(常設)の主要機器	次0名中級前23年已2月20		
			仕様に記載する。			
			(b) 緊急時対策所非常用フィル			
			夕装置			
			第8.2-2表 換気空調設備(重			
			大事故等時)(常設)の主要機器			
			仕様に記載する。			
			c. 緊急時対策所加圧設備			
			(a) 緊急時対策所加圧設備(空気			
			ボンベ)			
			第8.2-3表 換気空調設備(重			
			大事故等時)(可搬型)の主要機			
			器仕様に記載する。			
			(b) 差圧計			
			第8.2-2表 換気空調設備(重			
			大事故等時)(常設)の主要機器			
			仕様に記載する。			
			d. 酸素濃度計			
			兼用する設備は以下のとおり。			
			·酸素濃度計(通常運転時等)			
			個数1(予備1)			
			測定範囲 0~100%			
			e. 二酸化炭素濃度計			
			・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
			•二酸化炭素濃度計(通常運転時			
			等)			
			個 数 1 (予備1)			
			測定範囲 0.04~5.0%			
			f. 緊急時対策所可搬型エリアモ			
			ニタ			
			第8.1-2表 放射線管理設備			
			(重大事故等時)の主要機器仕様			
			に記載する。			
			g. 可搬型モニタリングポスト			
			第8.1-2表 放射線管理設備			
			(重大事故等時)の主要機器仕様			
			に記載する。			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び終付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

森巴: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
		1 2 2	(2) 電源設備	20 E 20			
			a. 電源車 (緊急時対策所用)				
			ディーゼル機関				
			台 数 1 (予備1*1)				
			使用燃料 軽油				
			発電機				
			台 数 1 (予備 1 **1)				
			種 類 三相同期発電				
			機				
			容 量 約400kVA				
			力 率 0.85				
			電 圧 6.9kV				
			周 波 数 50Hz				
			※1:電源車(緊急時対策所用)				
			の予備1台を電源車の予備と兼				
			用する。				
			b. 緊急時対策所軽油タンク				
			基 数 2 (予備1)				
			容 量 約10kL(1基				
			当たり)				
			c. 緊急時対策所用高圧母線 J 系				
			個 数 2				
			定格電圧 7.2kV				
			定格電流 約1,200A				
			3				
			10.12 通信連絡設備				
			10.12.2 重大事故等時				
			10.12.2.2 設計方針				
			(2) 発電所外との通信連絡を行				
			うための設備				
			重大事故等が発生した場合に				
			おいて、発電所外(社内外)の通				
			信連絡をする必要のある場所と				
			通信連絡を行うために必要な通				
			信連絡設備(発電所外),発電所				
			内から発電所外の緊急時対策支				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1人们 圣中 / 八月 / 所 / /	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	NH 3-2
			援システム (ERSS) へ必要な		
			データを伝送できるデータ伝送		
			設備及び計測等を行った特に重		
			要なパラメータを発電所外の必		
			要な場所で共有するための通信		
			連絡設備(発電所外)を設ける。		
			a. 通信連絡設備(発電所外)		
			重大事故等が発生した場合に		
			おいて,発電所外(社内外)の通		
			信連絡をする必要のある場所と		
			通信連絡を行うための通信連絡		
			設備(発電所外)として,衛星電		
			話設備及び統合原子力防災ネッ		
			トワークを用いた通信連絡設備		
			を設置又は保管する設計とする。		
			②		
			重大事故等が発生した場合に		
			おいて,発電所内から発電所外の		
			緊急時対策支援システム(ERS		
			S) へ必要なデータを伝送できる		
			設備として,SPDS伝送装置で		
			構成するデータ伝送設備を設置		
			する設計とする。 🗘 (③b重複)		

【第76条 緊急時対策所】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

<u> </u>	70 冬(取名吐马类元)							
	76条(緊急時対策所) 技術基準の条文,解釈への	7. 富人州に関土で来る十						
1.	1	フ週合性に関する考え力 						
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類			
1	必要な指示を行う要員が とどまることに関する内 容	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1 —	_	e, q			
2	必要な情報を把握できる 設備に関する内容	同 上	1 =	_	e, f			
3	通信連絡に関する内容	同 上	1 三	_	f,q			
4	地震、津波に関する内容	同 上	1 2	1 a)	c, e, g			
5	中央制御室との共通要因 による機能喪失に関する 内容		1 2	1 b)	е			
6	代替交流電源並びに電源 の多重性及び多様性に関 する内容	同 上	1 2	1 c)	b, d, e, g, h, i j, o, p, q			
7	遮蔽設計,換気設計に関 する内容	同 上	1 2	1 d)	a, r			
8	居住性に関する要件	同 上	1 2	1 e)	a, h, k, 1, n, r			
9	チェンジングエリアに関 する内容	同 上	1 2	1 f)	m, q			
10	重大事故等に対処するた めに必要な数の要員を収 容することに関する内容	同 上	2	2	q			
(1)	緊急時対策所外の火災に より発生する燃焼ガス又 は有毒ガスの防護に関す る内容	関係するガイドの内容を受けて記 載している。	_	_	r			
2.	設置許可本文のうち、基本	は設計方針に記載しないことの考え方	î					
No.	項目	考え方						
1	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	記載しなり	√ \ ₀	_			
2	通信連絡設備	第77条に対する内容であり、本条文	てでは記載	えしない。	q			
3	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しな	ر ۱ _°		a			
4	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記 い。	己載のため	う記載しな	_			
5	設計基準対象施設	第 46, 47 条に対する内容であり, 2 い。	本条文でに	は記載しな	_			
_			•					

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第76条 緊急時対策所】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

3.	設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方		
No.	項目	考え方	添付書類
$\langle 1 \rangle$	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	_
2>	通信連絡設備	第77条に対する内容であり、本条文では記載しない。	f
3>	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しない。	a, j
4>	多様性,位置的分散	第54条に対する内容であり、本条文ではでは記載しない。	_
\$	悪影響防止	同 上	_
6>	容量等	同 上	_
₹	環境条件等	同 上	_
8	操作性の確保	同 上	_
9>	試験検査	同 上	е
10	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。	_
(1)	設備の詳細仕様	設備の補足的な記載であり記載しない。	q
4.	詳細な検討が必要な事項		
No.	書類名		
a	要目表		
b	単線結線図		
С	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		
d	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
е	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
f	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面		
g	耐震性に関する説明書		
h	放射線管理施設に係る機器(放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系統図		
i	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図		
j	構造図		
k	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書		
放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計			節囲及び警報
	動作範囲に関する説明書		
m	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書		
n	生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書		
0	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		
р	燃料系統図		
q	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書		
r	緊急時対策所の居住性に関する説明書		
S	発電用原子炉の設置の許可と整合性に関する説明書		
t	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書		